

第 4 章 墓地意向調査

第4章 墓地意向調査

1 調査の概要

(1) 調査目的

浦添市の今後の墓地行政のあり方を検討するため、多様化する墓地ニーズ及び墓地に対する市民意向を把握することを目的として実施した。

(2) 調査項目

- 1) 属性
- 2) 墓地の取得状況について
- 3) 今後の墓地の取得意向について
- 4) 施設型共同墓について
- 5) 浦添市内の墓地の状況について
- 6) 今後の浦添市内の墓地のあり方について
- 7) 墓地取得・管理に係る社会的規範について
- 8) 自由意見

(3) 調査方法

対象	調査対象：満30歳以上の世帯主 対象者数：3,000人 抽出方法：無作為抽出
調査方法	調査票をアンケート対象者に送付し、郵送で送り返してもらう郵便調査法で実施した。
調査時期	平成23年5月25日～6月24日
回収率	25%（3,000件発送、746件回収）

2 調査結果

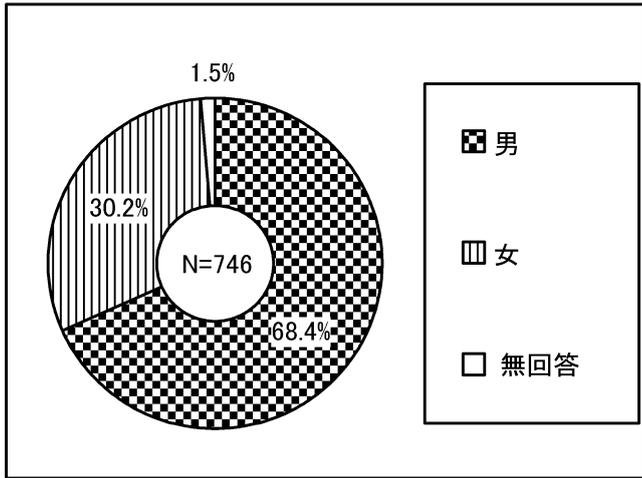
※各表中の割合は四捨五入している為、合計の値と一致しない場合がある。

(1) 属性

1) 性別

アンケート回答者746人のうち、男性は510人（68.4%）、女性は225人（30.2%）である。

図表 4-1 性別

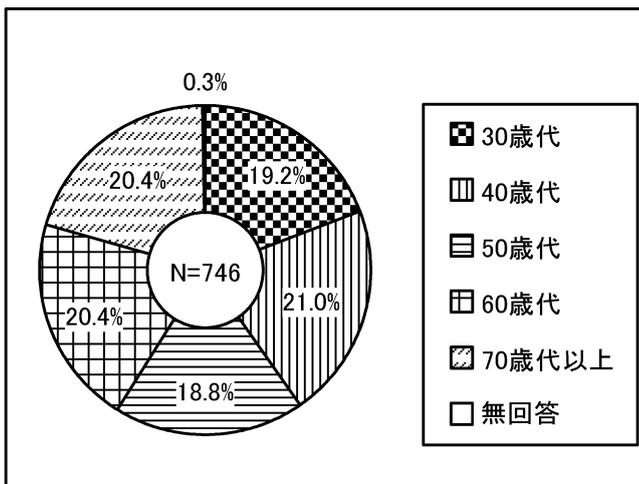


	回答数	割合
1 男	510	68.4%
2 女	225	30.2%
3 無回答	11	1.5%
合計	746	100.0%

2) 年齢

年齢については、40歳代が21.0%で最も多く、次いで60歳代及び70歳代以上（20.4%）、30歳代（19.2%）、50歳代（18.8%）の順となっているが、回答者の年齢層は18～21%と平準化している。

図表 4-2 年齢

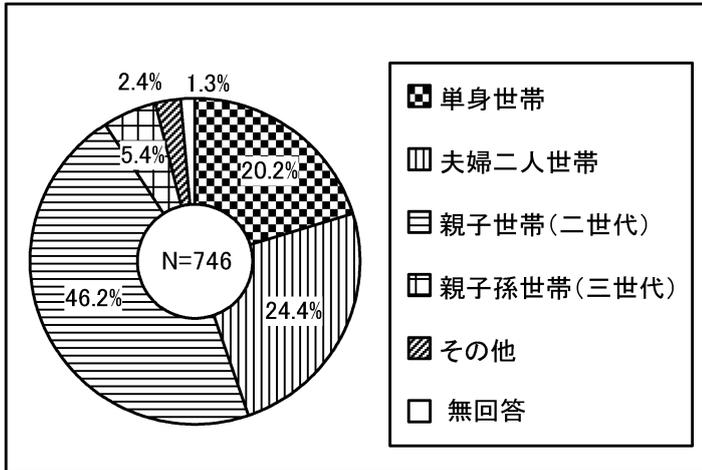


	回答数	割合
1 30歳代	143	19.2%
2 40歳代	157	21.0%
3 50歳代	140	18.8%
4 60歳代	152	20.4%
5 70歳代以上	152	20.4%
6 無回答	2	0.3%
合計	746	100.0%

3) 家族世帯構成

家族世帯構成については、「親子世帯（二世帯）」が46.2%で最も多く、次いで「夫婦二世帯」24.4%、「単身世帯」20.2%、「親子孫世帯（三世帯）」5.4%の順である。

図表 4-3 家族構成

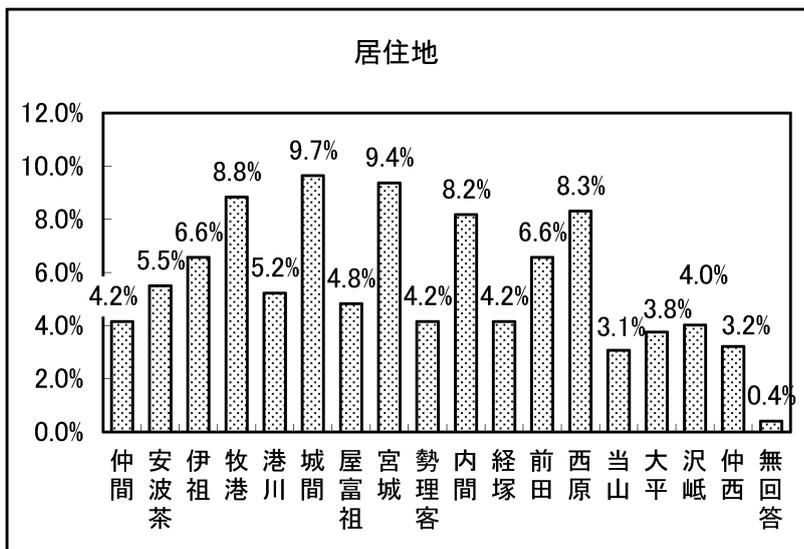


	回答数	割合
1 単身世帯	151	20.2%
2 夫婦二世帯	182	24.4%
3 親子世帯（二世帯）	345	46.2%
4 親子孫世帯（三世帯）	40	5.4%
5 その他	18	2.4%
6 無回答	10	1.3%
合計	746	100.0%

4) 居住地

居住地については、「城間」が72人（9.7%）で最も多く、次いで「宮城」70人（9.4%）、「牧港」66人（8.8%）、「西原」62人（8.3%）、「内間」61人（8.2%）、「伊祖」及び「前田」49人（6.6%）、「安波茶」41人（5.5%）、「港川」39人（5.2%）、「屋富祖」36人（4.8%）、「仲間」、「勢理客」及び「経塚」が31人（4.2%）、「沢岬」30人（4.0%）、「大平」28人（3.8%）、「仲西」24人（3.2%）、「当山」23人（3.1%）の順である。

図表 4-4 居住地

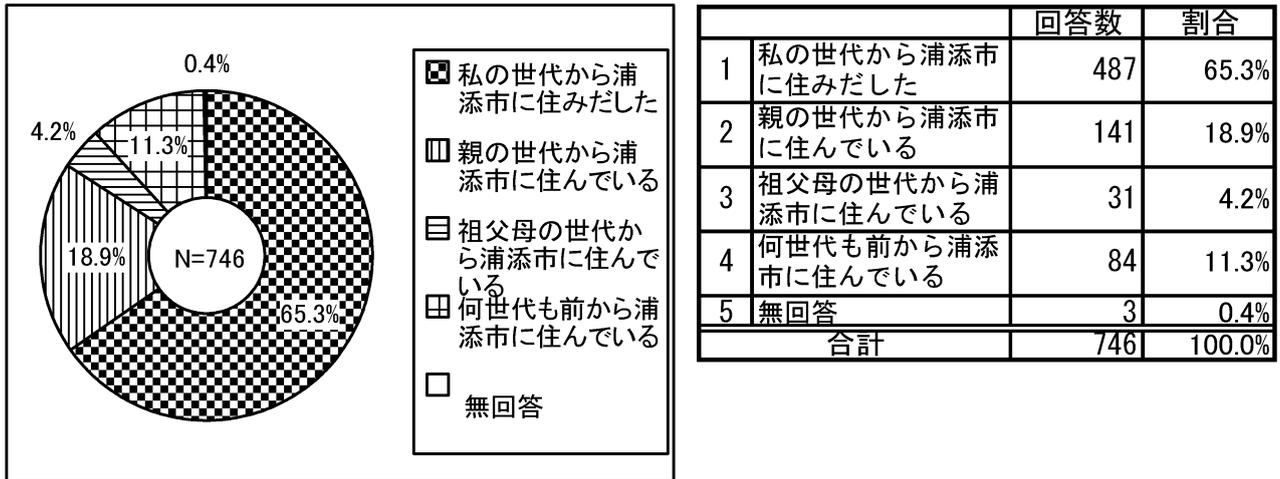


	回答数	割合
1 仲間	31	4.2%
2 安波茶	41	5.5%
3 伊祖	49	6.6%
4 牧港	66	8.8%
5 港川	39	5.2%
6 城間	72	9.7%
7 屋富祖	36	4.8%
8 宮城	70	9.4%
9 勢理客	31	4.2%
10 内間	61	8.2%
11 経塚	31	4.2%
12 前田	49	6.6%
13 西原	62	8.3%
14 当山	23	3.1%
15 大平	28	3.8%
16 沢岬	30	4.0%
17 仲西	24	3.2%
18 無回答	3	0.4%
合計	746	100.0%

5) 居住歴

居住歴については、「私の世代から浦添市に住みだした」が65.3%で最も多く、次いで「親の世代から浦添市に住んでいる」18.9%、「何世代も前から浦添市に住んでいる」11.3%、「祖父母の世代から浦添市に住んでいる」4.2%の順となっており、回答者の約7割が「私の世代から浦添市に住みだした」方である。

図表 4-5 浦添市への居住歴

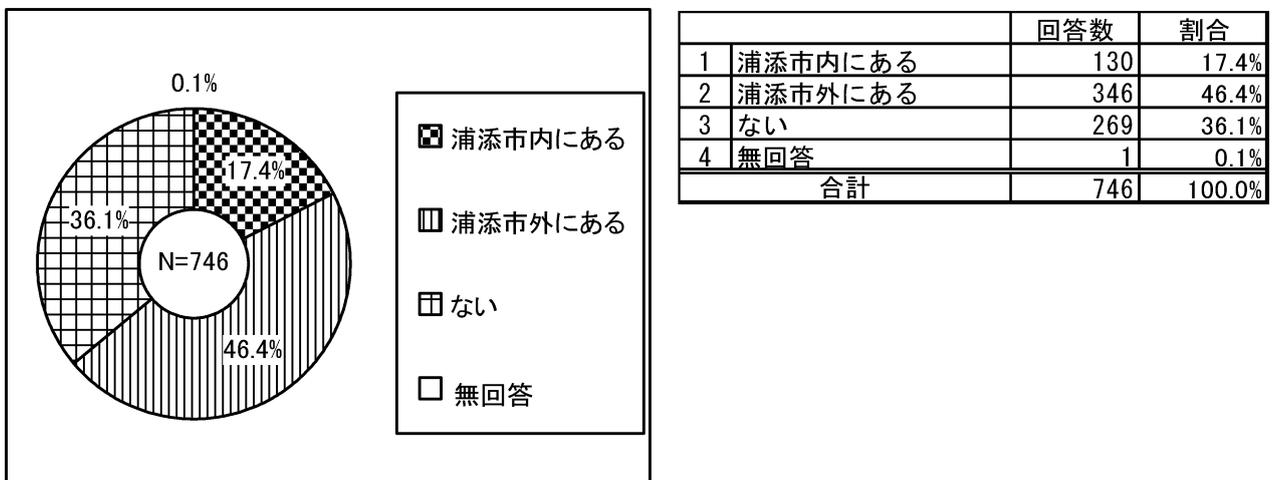


(2) 墓地の取得状況について

問 1 将来利用できる墓地の有無

将来利用できる墓地の有無については、「浦添市外にある」と回答した方が46.4%で最も多く、次いで「ない」36.1%、「浦添市内にある」17.4%の順である。

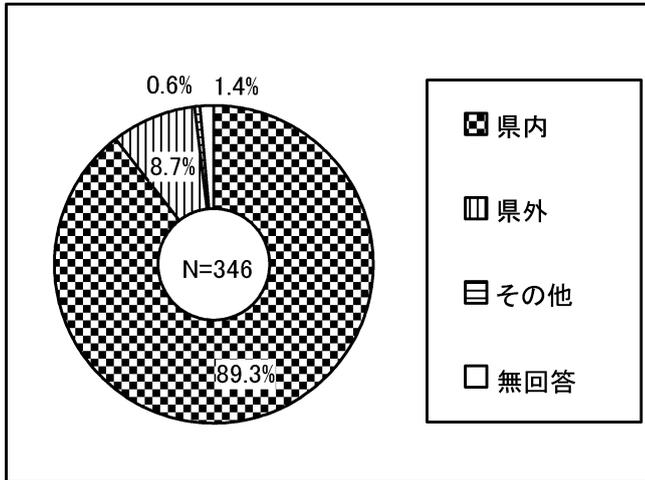
図表 4-6 将来利用できる墓地の有無



問1-2 将来利用できる墓地の場所
(問1で「浦添市外にある」と回答された方)

将来利用できる墓地が「浦添市外にある」と回答された方の墓地の場所については、「県内」が89.3%で最も多く、「県外」は8.7%である。

図表 4-7 将来利用できる墓地の場所

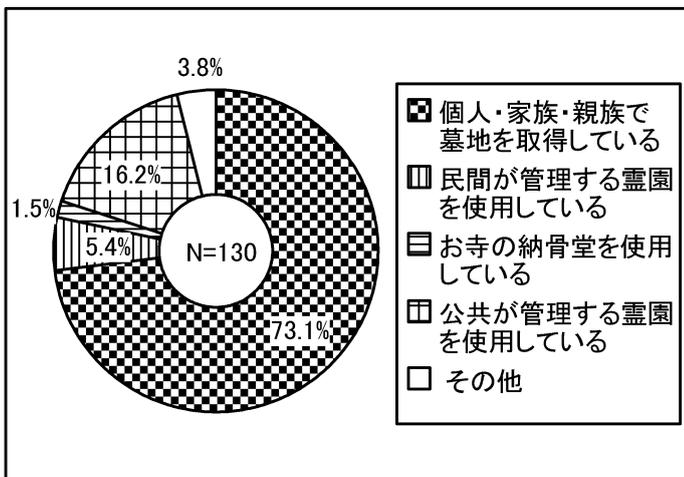


	回答数	割合
1 県内	309	89.3%
2 県外	30	8.7%
3 その他	2	0.6%
4 無回答	5	1.4%
合計	346	100.0%

問2 墓地の管理形態
(問1で「浦添市内にある」と回答された方)

将来利用できる墓地が「浦添市内にある」と回答された方の墓地の管理形態については、「個人・家族・親族で墓地を取得している」が73.1%で最も多く、次いで「公共が管理する霊園を使用している」16.2%、「民間が管理する霊園を使用している」5.4%、「お寺の納骨堂を使用している」1.5%である。

図表 4-8 墓地の管理形態



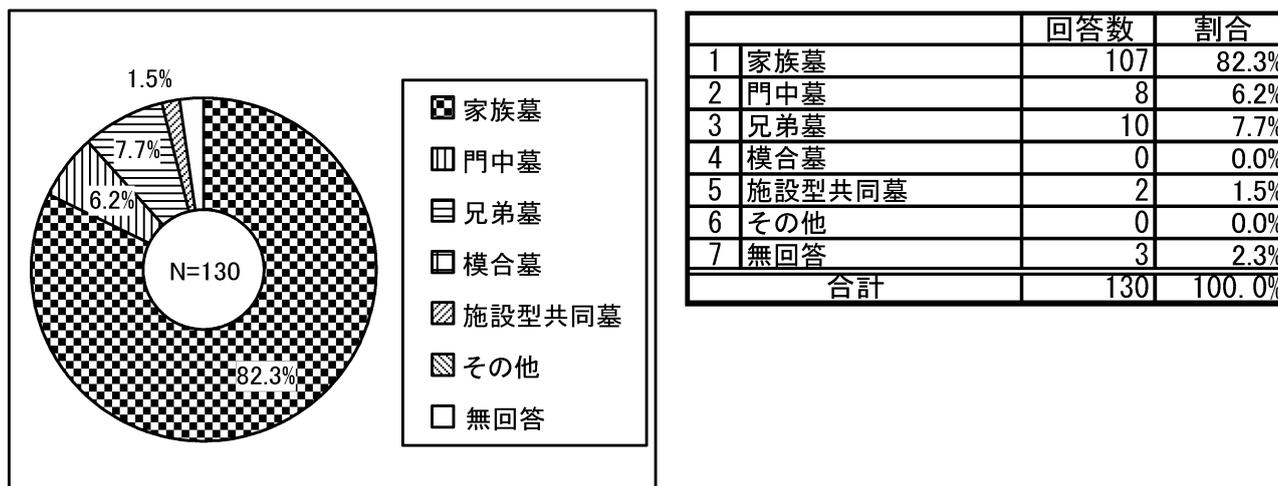
	回答数	割合
1 個人・家族・親族で墓地を取得している	95	73.1%
2 民間が管理する霊園を使用している	7	5.4%
3 お寺の納骨堂を使用している	2	1.5%
4 公共が管理する霊園を使用している	21	16.2%
5 その他	5	3.8%
合計	130	100.0%

問 2-2 墓地の種類

(問 1 で「浦添市内にある」と回答された方)

将来利用できる墓地が「浦添市内にある」と回答された方の墓地の種類については、「家族墓」が82.3%で最も多く、次いで「兄弟墓」7.7%、「門中墓」6.2%、「施設型共同墓」1.5%の順である。「模合墓」の回答は0である。

図表 4-9 墓地の種類

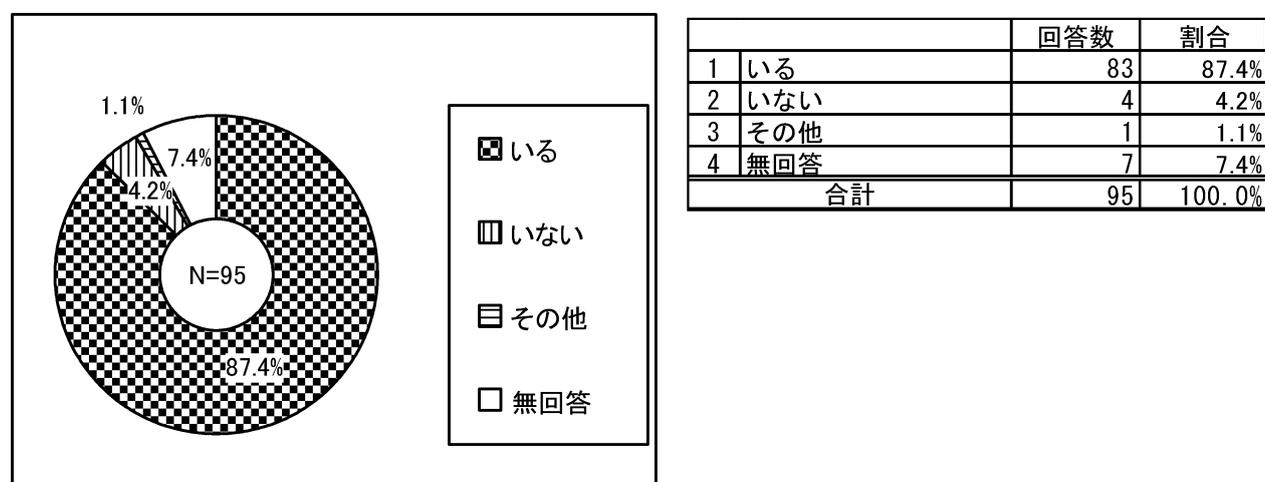


問 2-3 墓地の継承者の有無

(問 2 で「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方)

将来利用できる墓地が浦添市内にあり、墓地の管理形態が「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方の墓地の継承者の有無については、「いる」87.4%、「いない」4.2%である。

図表 4-10 墓地の継承者の有無

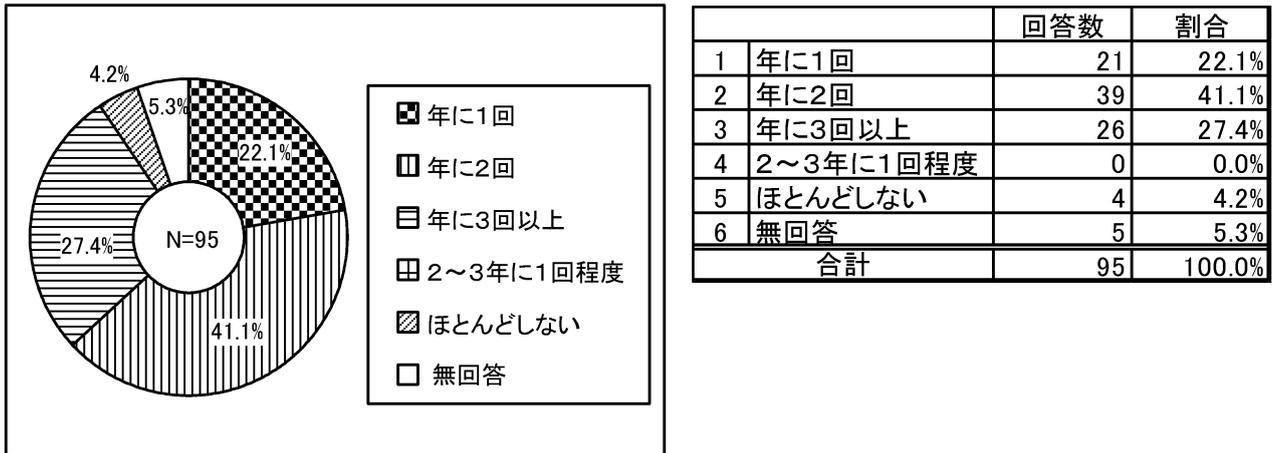


問2-4 墓地の管理（清掃等）状況

（問2で「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方）

将来利用できる墓地が浦添市内にあり、墓地の管理形態が「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方の墓地の管理（清掃等）状況については、「年に2回」が41.1%で最も多く、次いで「年に3回以上」27.4%、「年に1回」22.1%、「ほとんどしない」4.2%の順である。

図表 4-11 墓地の管理（清掃等）状況

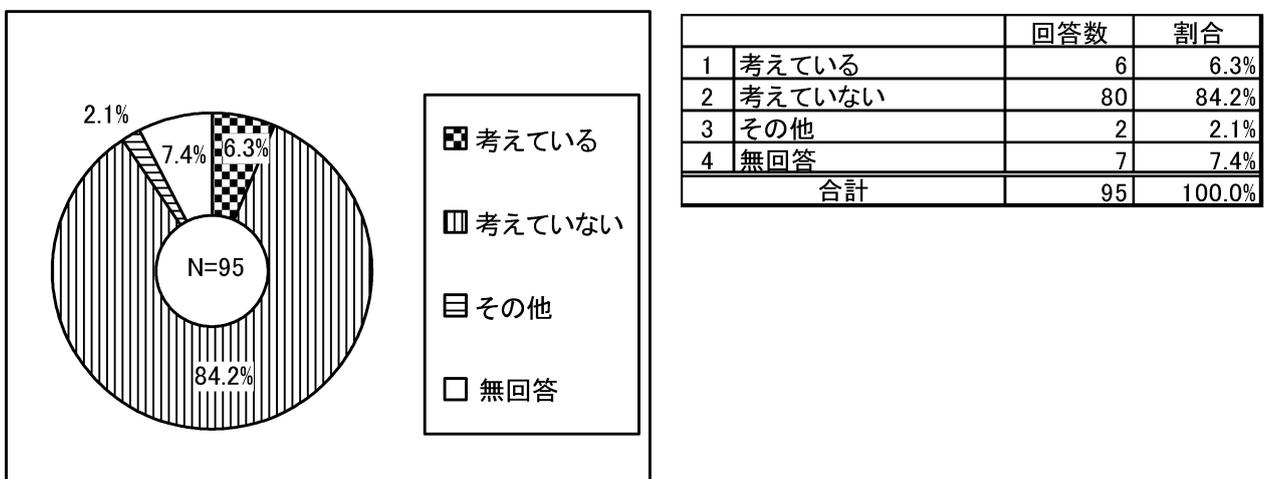


問2-5 墓地の有償管理

（問2で「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方）

将来利用できる墓地が浦添市内にあり、墓地の管理形態が「個人・家族・親族で墓地を取得している」と回答された方の墓地の有償管理については、「考えていない」が84.2%、「考えている」6.3%となっている。

図表 4-12 墓地の有償管理

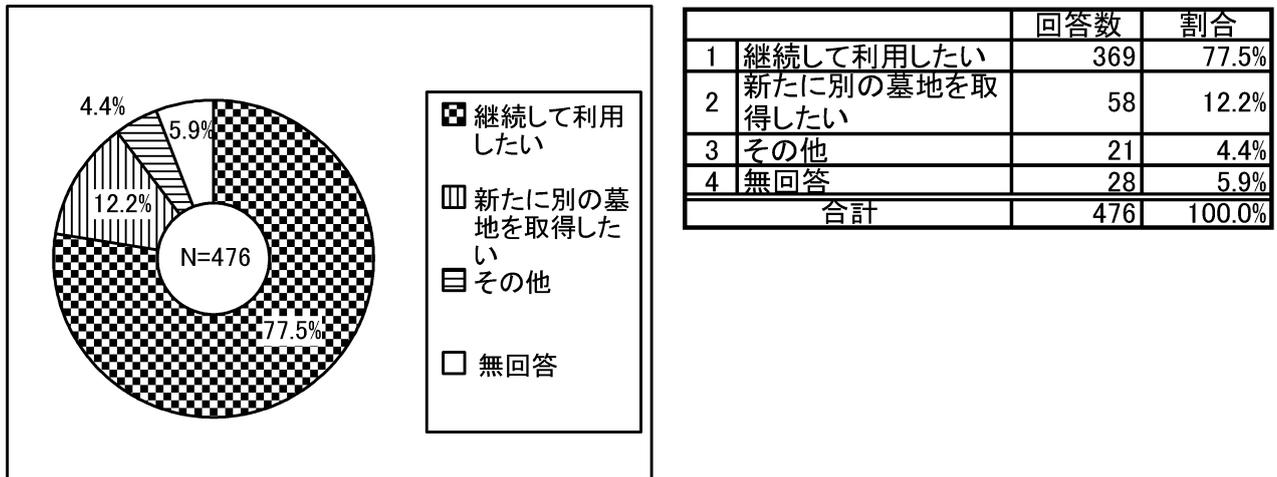


問 2 - 6 墓地の今後の利用

(問 1 で「浦添市内にある」または「浦添市外にある」と回答された方)

将来利用できる墓地がある方の今後の墓地の利用については、「継続して利用したい」77.5%、「新たに別の墓地を取得したい」12.2%である。

図表 4-13 墓地の今後の利用

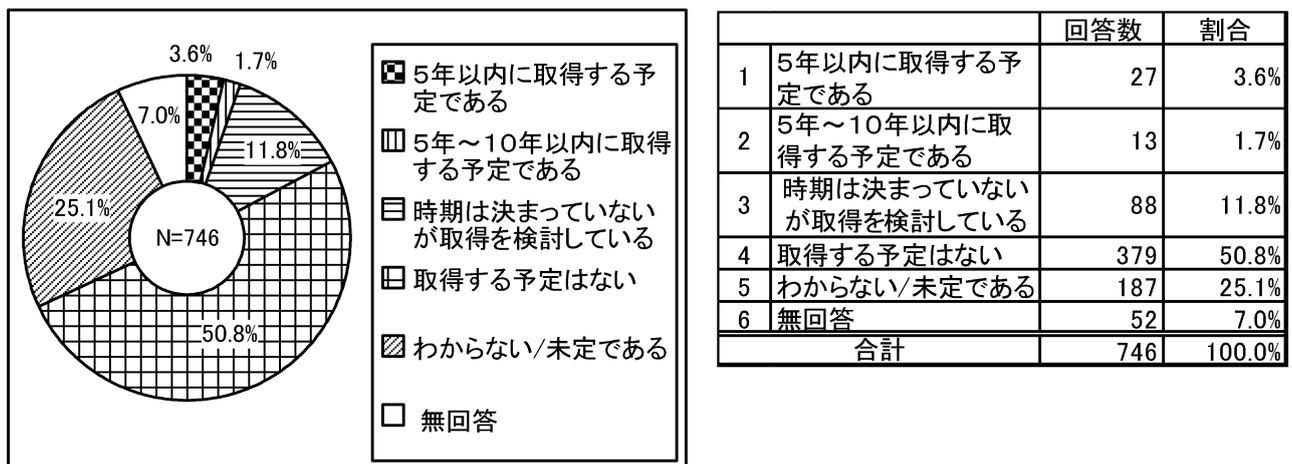


(3) 今後の墓地の取得意向について

問 3 今後の墓地の取得予定

今後の墓地の取得予定については、「取得する予定はない」が50.8%で最も多い。「時期は決まっていないが取得を検討している」11.8%、「5年以内に取得する予定である」3.6%、「5～10年以内に取得する予定である」1.7%の順で、墓地の取得を予定・検討している方は17.1%である。また、墓地の取得は必要性を感じる段階で検討を始める方も多いため、「わからない/未定である」と答えた方が25.1%いる。

図表 4-14 今後の墓地の取得予定

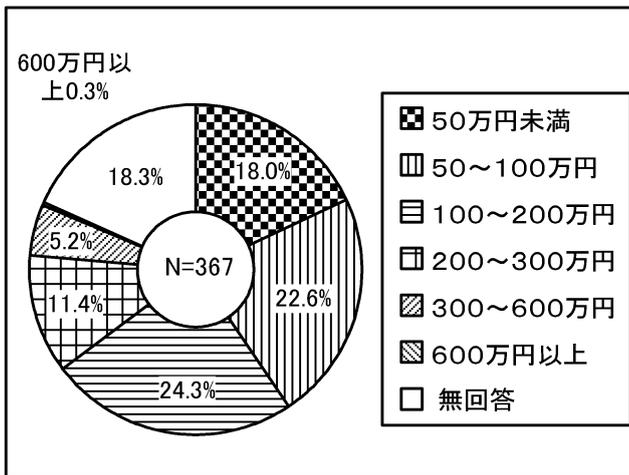


問4 希望する墓地の費用

(問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方)

希望する墓地の費用については、「100～200万円」が24.3%で最も多く、次いで「50～100万円」22.6%、「50万円未満」18.0%、「200～300万円」11.4%、「300～600万円」5.2%、「600万円以上」0.3%の順である。

図表 4-15 希望する墓地の取得費用



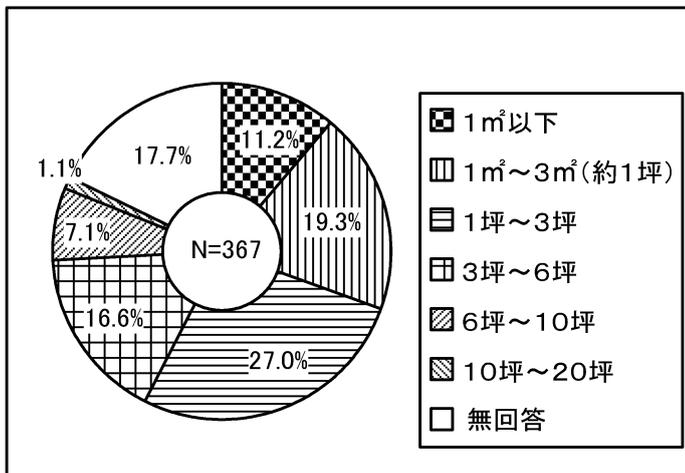
	回答数	割合
1 50万円未満	66	18.0%
2 50～100万円	83	22.6%
3 100～200万円	89	24.3%
4 200～300万円	42	11.4%
5 300～600万円	19	5.2%
6 600万円以上	1	0.3%
7 無回答	67	18.3%
合計	367	100.0%

問5 希望する墓地の規模

(問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方)

希望する墓地の規模については、「1坪～3坪」が27.0%で最も多く、次いで「1㎡～3㎡」19.3%、「3坪～6坪」16.6%、「1㎡以下」11.2%、「6坪～10坪」7.1%、「10～20坪」1.1%の順である。「3㎡以下」でも良いと答えた方は約3割となっている。

図表 4-16 希望する墓地の規模

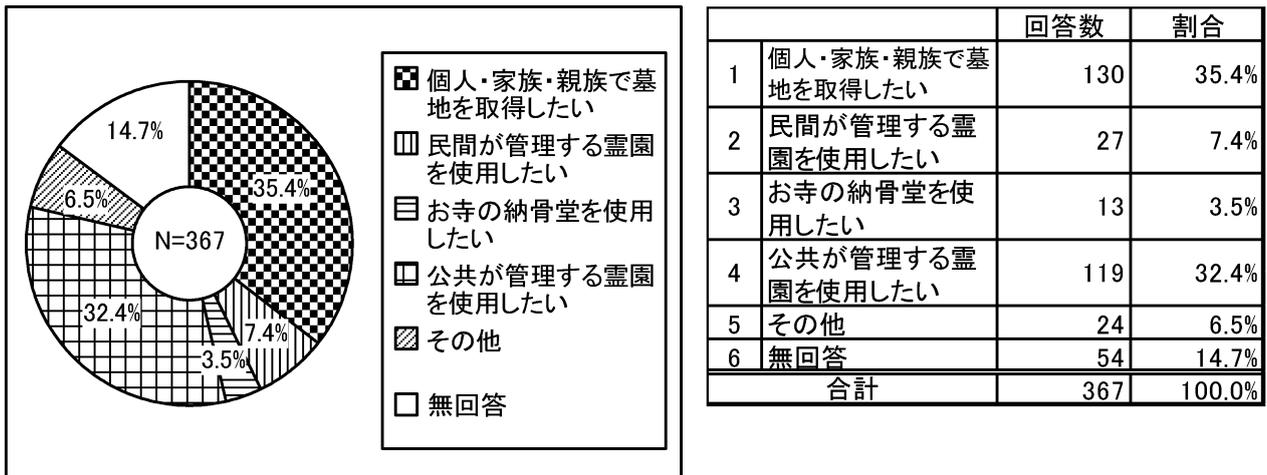


	回答数	割合
1 1㎡以下	41	11.2%
2 1㎡～3㎡(約1坪)	71	19.3%
3 1坪～3坪	99	27.0%
4 3坪～6坪	61	16.6%
5 6坪～10坪	26	7.1%
6 10坪～20坪	4	1.1%
7 無回答	65	17.7%
合計	367	100.0%

問6 希望する墓地の管理形態
 (問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方)

希望する墓地の管理形態については、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」が35.4%で最も多く、「公共が管理する霊園を使用したい」が32.4%、「民間が管理する霊園を使用したい」7.4%、「お寺の納骨堂を使用したい」3.5%の順であり、「個人・家族・親族で墓地を取得したい」及び「公共が管理する霊園を使用したい」の2つを希望する方が多い。

図表 4-17 希望する墓地の管理形態

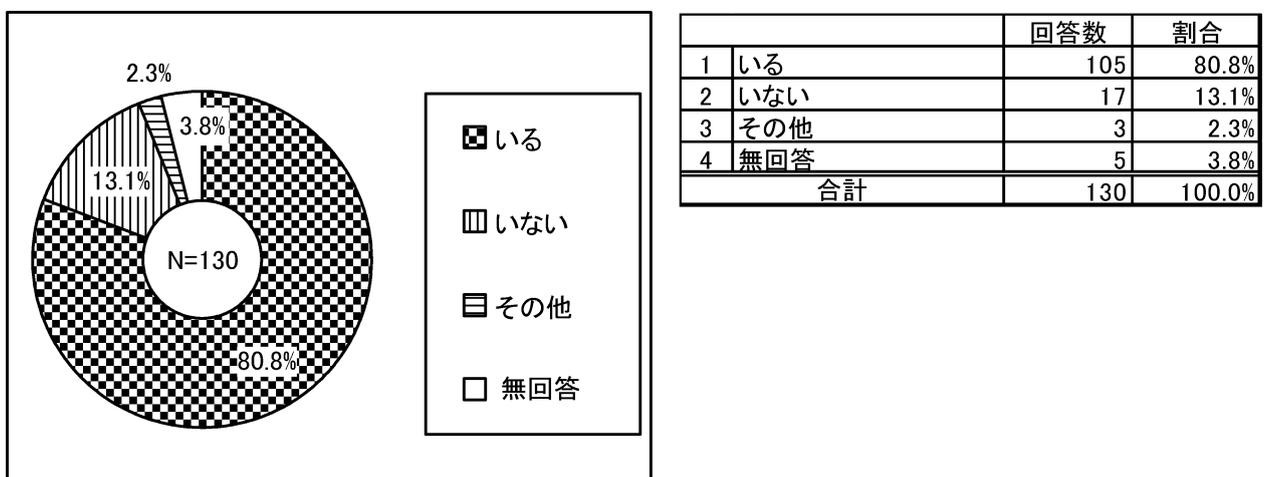


問6-2 墓地の継承者の有無

(問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方で、さらに問6で「個人・家族・親族で墓地を取得したい」と回答された方)

新規に「個人・家族・親族で墓地を取得したい」と回答された方のうち、墓地の後継者の有無については、「いる」80.8%、「いない」13.1%である。

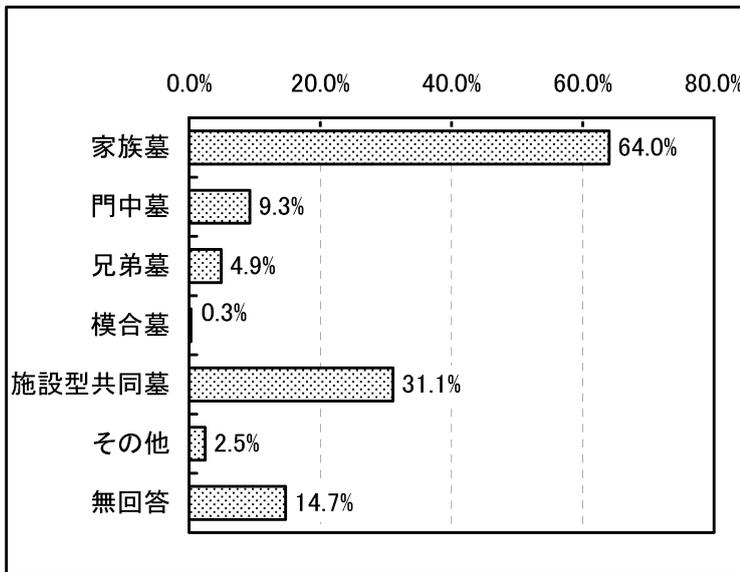
図表 4-18 墓地の承継者の有無 (新規取得希望者)



問6-3 希望する墓地の種類 ※複数回答可（2つまで）
 （問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方）

希望する墓地の種類については、「家族墓」が64.0%で最も多く、次いで「施設型共同墓」31.1%、「門中墓」9.3%、「兄弟墓」4.9%、「その他」2.5%、「模合墓」0.3%の順である。

図表 4-19 希望する墓地の種類（複数回答）

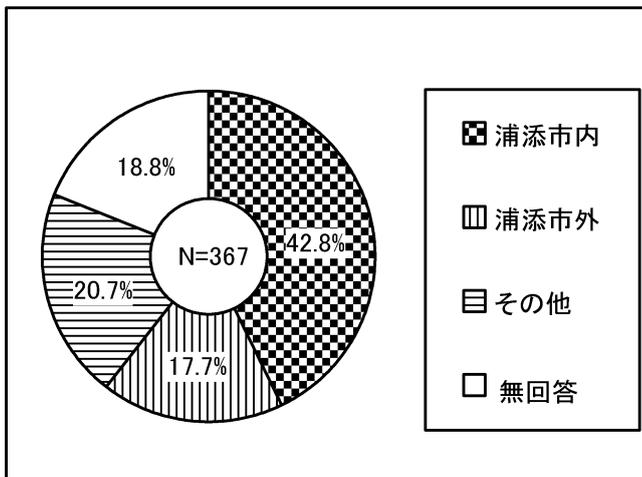


	回答数	割合
1 家族墓	235	64.0%
2 門中墓	34	9.3%
3 兄弟墓	18	4.9%
4 模合墓	1	0.3%
5 施設型共同墓	114	31.1%
6 その他	9	2.5%
7 無回答	54	14.7%
回答者	367	

問6-4 希望する墓地の場所
 （問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方）

希望する墓地の場所については、「浦添市内」が42.8%で最も多く、「浦添市外」は17.7%である。

図表 4-20 希望する墓地の場所

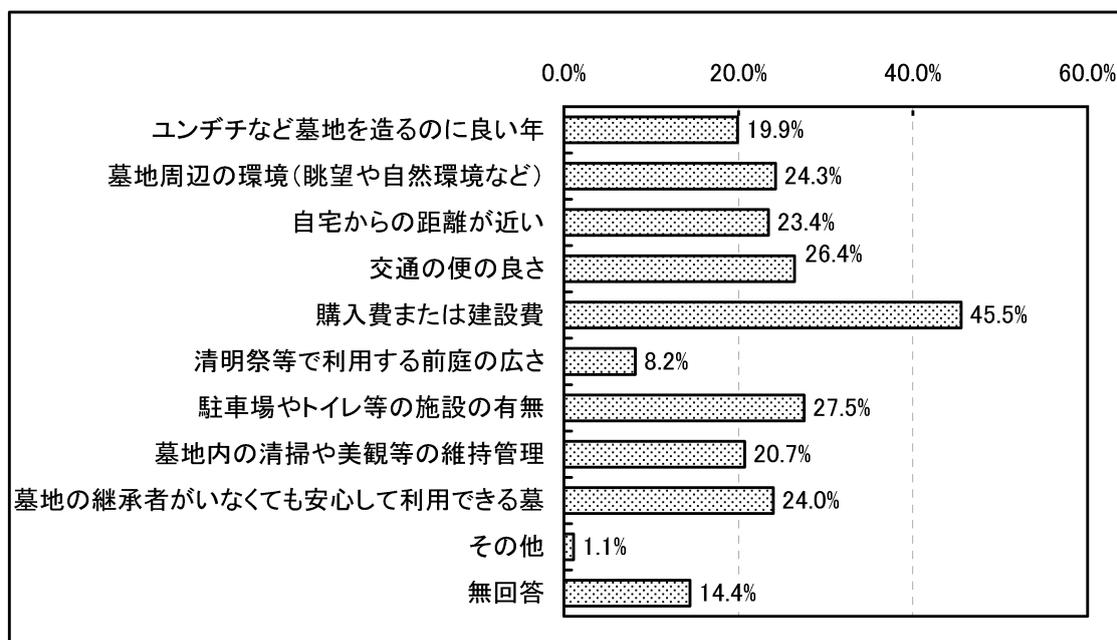


	回答数	割合
1 浦添市内	157	42.8%
2 浦添市外	65	17.7%
3 その他	76	20.7%
4 無回答	69	18.8%
合計	367	100.0%

問6-5 墓地取得時の重視事項 ※複数回答可（3つまで）
 （問3で「取得する予定はない」と答えた以外の方）

墓地を取得（造る又は購入）する場合に最も重視する点については、「購入費または建設費」が45.5%で最も多く、次いで「駐車場やトイレ等の施設の有無」27.5%、「交通の便の良さ」26.4%、「墓地周辺の環境（眺望や自然環境など）」24.3%、「墓地の継承者がいなくても安心して利用できる墓」24.0%、「自宅からの距離が近い」23.4%、「墓地内の清掃や美観等の維持管理」20.7%、「ユンヂチなど墓地を造るのに良い年」19.9%、「清明祭等で利用する前庭の広さ」8.2%の順である。

図表 4-21 墓地取得時の重視事項（複数回答）



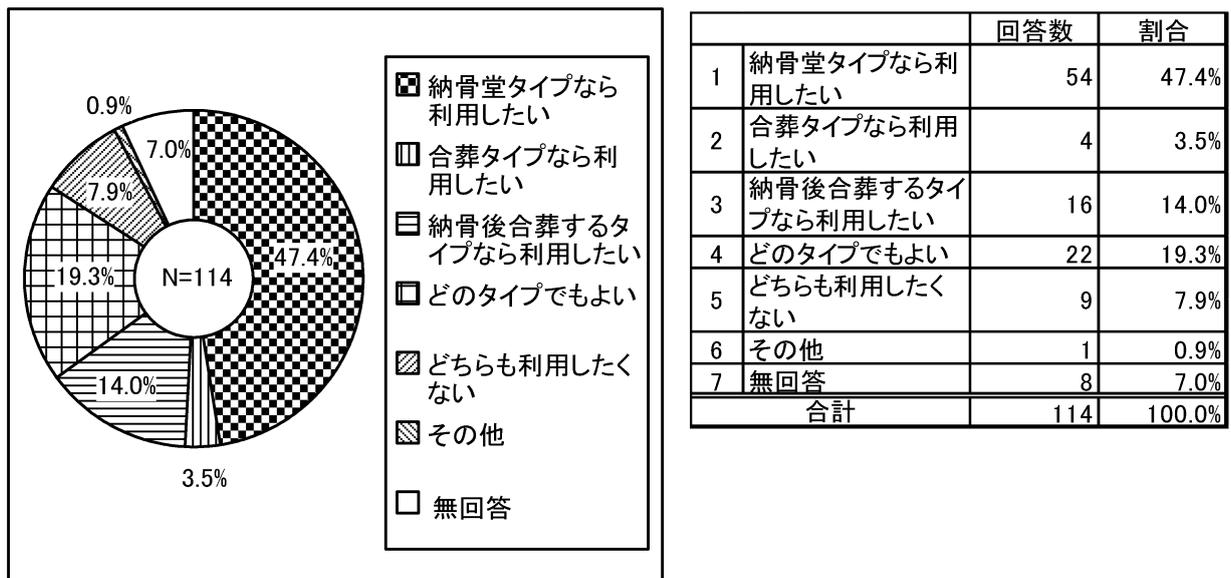
	回答数	割合
1 ユンヂチなど墓地を造るのに良い年	73	19.9%
2 墓地周辺の環境(眺望や自然環境など)	89	24.3%
3 自宅からの距離が近い	86	23.4%
4 交通の便の良さ	97	26.4%
5 購入費または建設費	167	45.5%
6 清明祭等で利用する前庭の広さ	30	8.2%
7 駐車場やトイレ等の施設の有無	101	27.5%
8 墓地内の清掃や美観等の維持管理	76	20.7%
9 墓地の継承者がいなくても安心して利用できる墓	88	24.0%
10 その他	4	1.1%
11 無回答	53	14.4%
回答者	367	

(4) 施設型共同墓について

問7 利用したい「施設型共同墓」のタイプ
(問6-3で「施設型共同墓」と答えた方)

利用したい施設型共同墓のタイプについては、「納骨堂タイプなら利用したい」が47.4%で最も多く、次いで「どのタイプでもよい」19.3%、「納骨後合葬するタイプなら利用したい」14.0%、「どちらも利用したくない」7.9%、「合葬タイプなら利用したい」3.5%の順である。

図表 4-22 利用したい「施設型共同墓」のタイプ



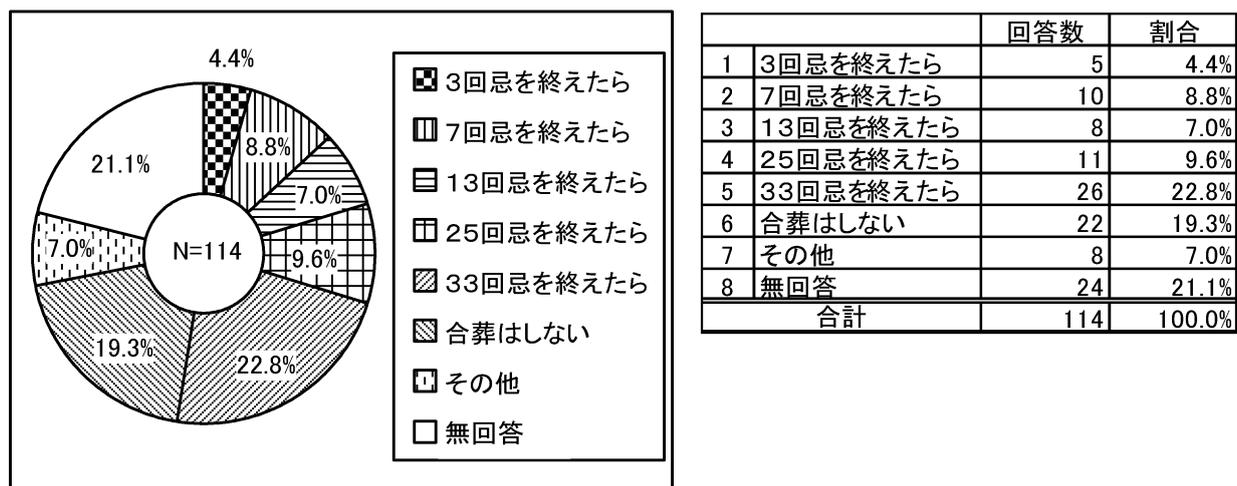
施設型共同墓とは、公共や民間などが運営するもので、大きな墳墓（納骨堂などを含む）に複数の遺骨を納めます。次のようなタイプがあります。

- 納骨堂タイプ：遺骨を個々の骨壺に入れ、1つの墳墓に納めるもの
- 合葬タイプ：骨壺から遺骨を出し、複数の遺骨を一か所に合葬するもの
- 納骨後合葬タイプ：一定期間（10～50年）納骨堂で供養を行った後に合葬するもの

問7-2 合葬しても良い時期
 (問6-3で「施設型共同墓」と答えた方)

合葬しても良い時期については、「33回忌を終えたら」が22.8%で最も多く、次いで「合葬はしない」19.3%、「25回忌を終えたら」9.6%、「7回忌を終えたら」8.8%、「13回忌を終えたら」及び「その他」が7.0%、「3回忌を終えたら」4.4%の順である。約5割の方は「合葬」も可としている。

図表 4-23 合葬しても良い時期

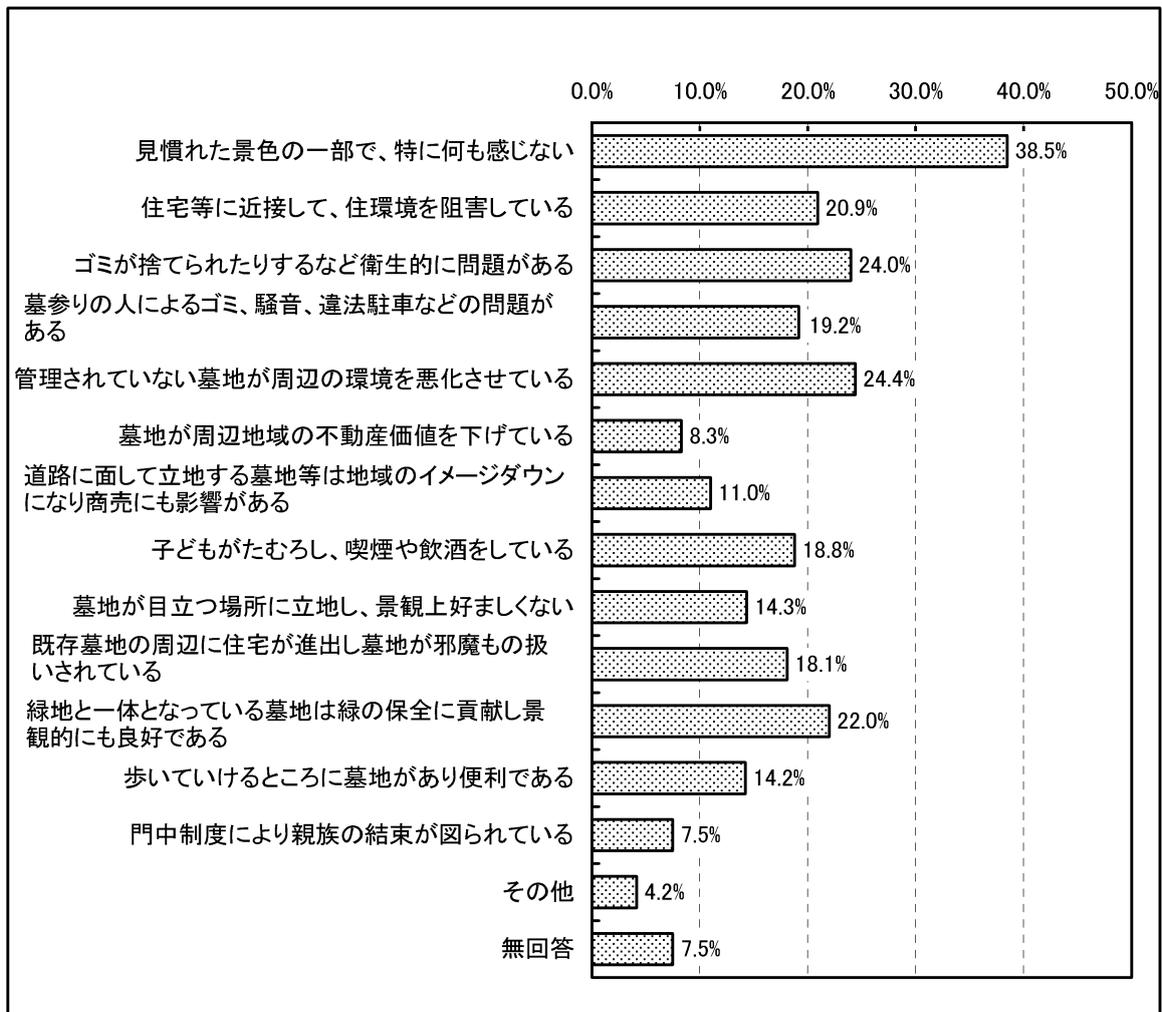


(5) 浦添市内の墓地の状況について

問8 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか ※複数回答可

浦添市内の墓地を見てどのように感じるかについては、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が38.5%で最も多く、次いで「管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている」24.4%、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」24.0%、「緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である」22.0%、「住宅等に近接して、住環境を阻害している」20.9%、「墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある」19.2%、「子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている」18.8%、「既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている」18.1%、「墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない」14.3%、「歩いていけるとところに墓地があり便利である」14.2%、「道路に面して立地する墓地等は地域のイメージダウンになり商売にも影響がある」11.0%の順となっており、他の項目は10%未満である。

図表 4-24 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか（複数回答：N=746）



<参考>問8 浦添市内にある墓地を見てどのように感じるか（字別クロス集計）

概ね、どの字においても「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が最も多く、次いで、「管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている」、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」等の墓地に対するマイナスイメージの回答が多くなっているが、仲間や安波茶、城間、屋富祖、当山、大平では、「緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献している」という回答が上位3位以内に入っている。

また、墓参りによるゴミ・騒音・違法駐車等の問題については、仲間、伊祖、港川、屋富祖、内間、経塚、前田、当山、大平の各字で見られると答えた方が多く、これら字（仲間、前田、当山を除く）は、市街地や集落内又は市街地や集落に隣接する場所に墓地が多く立地している。

（※仲間、前田は字内に多くの墓地が集積、当山は中学校に隣接して墓地が集積している）

図表 4-25 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか（字別クロス集計 その1）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
1	仲間 (N=31)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	歩いていけるところに墓があり便利である	・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている	
		12 38.7%	9 29.0%	8 25.8%	7 22.6%	
2	安波茶 (N=41)	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である		住宅等に近接して、住環境を阻害している	・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある ・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない	
			14 34.1%	12 29.3%	10 24.4%	
3	伊祖 (N=49)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	住宅等に近接して、住環境を阻害している	・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている	・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	
		22 44.9%	11 22.4%	10 20.4%	8 16.3%	
4	牧港 (N=66)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	
		31 47.0%	23 34.8%	20 30.3%	19 28.8%	
5	港川 (N=39)	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	
		16 41.0%	13 33.3%	10 25.6%	9 23.1%	
6	城間 (N=38)	見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある	・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	
		26 36.1%	20 27.8%	18 25.0%	17 23.6%	
7	屋富祖 (N=36)	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である		子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている	ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある	・住宅等に近接して、住環境を阻害している ・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている ・歩いていけるところに墓があり便利である
			12 33.3%	10 27.8%	8 22.2%	7 19.4%

図表 4-25 浦添市内の墓地を見てどのように感じるか（字別クロス集計 その2）

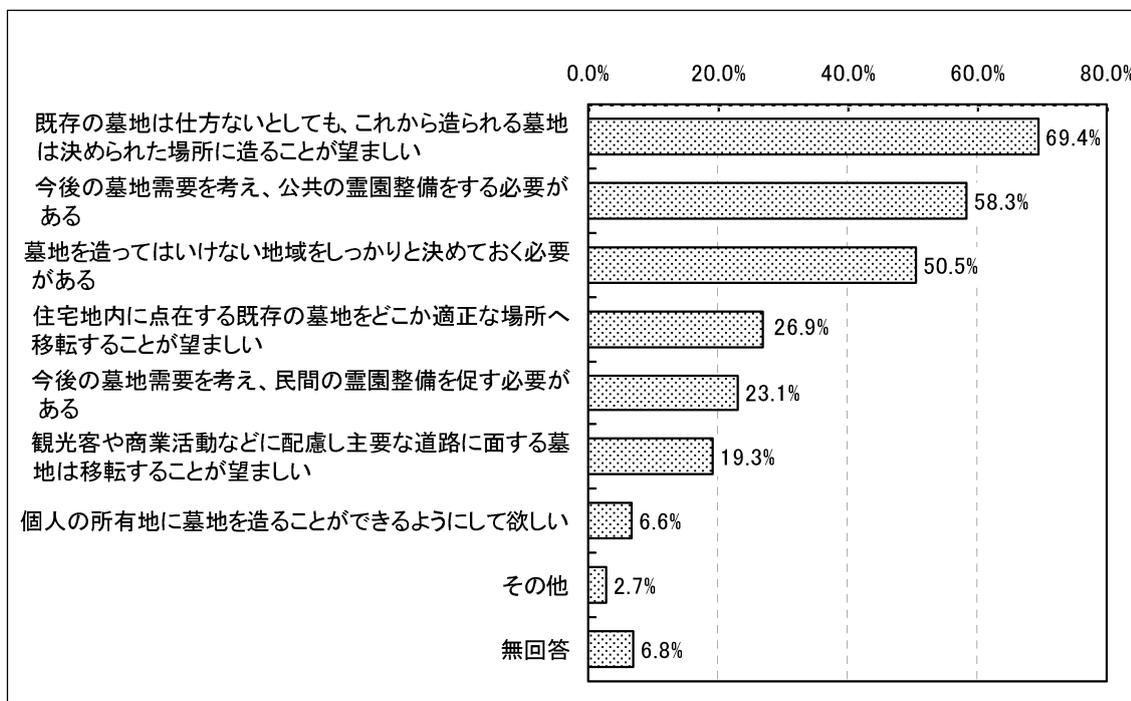
		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
8	宮城 (N=70)	管理されていない墓地が 周辺の環境を悪化させて いる	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	住宅等に近接して、住環 境を阻害している	緑地と一体となっている墓 地は緑の保全に貢献し景 観的にも良好である	ゴミが捨てられたりするな ど衛生的に問題がある
		20 28.6%	19 27.1%	17 24.3%	16 22.9%	15 21.4%
9	勢理客 (N=31)	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	管理されていない墓地が 周辺の環境を悪化させて いる	・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱 いされている	・子どもがたむろし、喫煙 や飲酒をしている	・子どもがたむろし、喫煙 や飲酒をしている ・緑地と一体となっている 墓地は緑の保全に貢献し 景観的にも良好である
		13 41.9%	10 32.3%		9 29.0%	6 19.4%
10	内間 (N=61)	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	住宅等に近接して、住環 境を阻害している	子どもがたむろし、喫煙や 飲酒をしている	ゴミが捨てられたりするな ど衛生的に問題がある	墓参りの人によるゴミ、騒 音、違法駐車などの問題 がある
		24 39.3%	20 32.8%	14 23.0%	12 19.7%	11 18.0%
11	経塚 (N=31)	管理されていない墓地が 周辺の環境を悪化させて いる	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある ・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている			・墓参りの人によるゴミ、 騒音、違法駐車などの問 題がある ・墓地が目立つ場所に立 地し、景観上好ましくない
		12 38.7%			9 29.0%	6 19.4%
12	前田 (N=49)	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	既存墓地の周辺に住宅が 進出し墓地が邪魔もの扱 いされている	・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある ・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題 がある		・住宅等に近接して、住環 境を阻害している ・管理されていない墓地が 周辺の環境を悪化させて いる
		18 36.7%	17 34.7%		15 30.6%	14 28.6%
13	西原 (N=62)	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	墓地が目立つ場所に立地 し、景観上好ましくない	ゴミが捨てられたりするな ど衛生的に問題がある	・住宅等に近接して、住環境を阻害している ・歩いていけるとところに墓があり便利である	
		28 45.2%	14 22.6%	13 21.0%		11 17.7%
14	当山 (N=23)	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある ・墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題がある ・墓地が目立つ場所に立地し、景観上好ましくない ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である ・歩いていけるとところに墓があり便利である			
		10 43.5%				7 30.4%
15	大平 (N=28)	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	緑地と一体となっている墓 地は緑の保全に貢献し景 観的にも良好である	子どもがたむろし、喫煙や 飲酒をしている	墓参りの人によるゴミ、騒 音、違法駐車などの問題 がある	・管理されていない墓地が 周辺の環境を悪化させて いる ・歩いていけるとところに墓 があり便利である
		17 60.7%	7 25.0%	6 21.4%	5 17.9%	4 14.3%
16	沢岬 (N=30)	見慣れた景色の一部で、 特に何も感じない	ゴミが捨てられたりするな ど衛生的に問題がある	歩いていけるとところに墓が あり便利である	・管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させてい る ・緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景 観的にも良好である	
		13 43.3%	10 33.3%	9 30.0%		6 20.0%
17	仲西 (N=24)	管理されていない墓地が 周辺の環境を悪化させて いる	・見慣れた景色の一部で、特に何も感じない ・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある		住宅等に近接して、住環 境を阻害している	・子どもがたむろし、喫煙 や飲酒をしている ・既存墓地の周辺に住宅 が進出し墓地が邪魔もの 扱いされている ・緑地と一体となっている 墓地は緑の保全に貢献し 景観的にも良好である ・歩いていけるとところに墓 があり便利である
		7 29.2%		6 25.0%	5 20.8%	4 16.7%
18	無回答 (N=3)	墓参りの人によるゴミ、騒 音、違法駐車などの問題 がある	・ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある ・子どもがたむろし、喫煙や飲酒をしている ・既存墓地の周辺に住宅が進出し墓地が邪魔もの扱いされている			
		2 66.7%			1 33.3%	-

(6) 今後の浦添市内の墓地のあり方について

問9 今後の墓地のあり方 ※複数回答可

今後の墓地のあり方については、「既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい」が69.4%で最も多く、次いで「今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある」58.3%、「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」50.5%、「住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい」26.9%、「今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある」23.1%、「観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい」19.3%、「個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい」6.6%の順である。

図表 4-26 今後の墓地のあり方（複数回答：n=746）



	回答数	割合
1 既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	518	69.4%
2 住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	201	26.9%
3 観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	144	19.3%
4 今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	435	58.3%
5 今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	172	23.1%
6 個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい	49	6.6%
7 墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	377	50.5%
8 その他	20	2.7%
9 無回答	51	6.8%
回答者	746	

今後の墓地のあり方について字別でみると、どの字においても、「既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい」、「今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある」、「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」の3項目への回答が多くなっている。

図表 4-27 今後の墓地のあり方（字別クロス集計 その1）

		1位	2位	3位	4位	5位
1	仲間 (N=31)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	
		23 74.2%	14 45.2%	9 29.0%	8 25.8%	
2	安波茶 (N=41)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい ・今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		33 80.5%	26 63.4%	22 53.7%	16 39.0%	9 22.0%
3	伊祖 (N=49)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	墓地を造ってはいけない地域(墓地禁止区域)をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		30 61.2%	24 49.0%	22 44.9%	13 26.5%	12 24.5%
4	牧港 (N=66)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい
		48 72.7%	45 68.2%	32 48.5%	21 31.8%	19 28.8%
5	港川 (N=39)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい ・今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		30 76.9%	19 48.7%	14 35.9%	11 28.2%	
6	城間 (N=38)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	・住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい ・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい
		54 75.0%	43 59.7%	37 51.4%	18 25.0%	16 22.2%
7	屋富祖 (N=36)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	
		24 66.7%	23 63.9%	11 30.6%	8 22.2%	
8	宮城 (N=70)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		44 62.9%	37 52.9%	34 48.6%	18 25.7%	17 24.3%

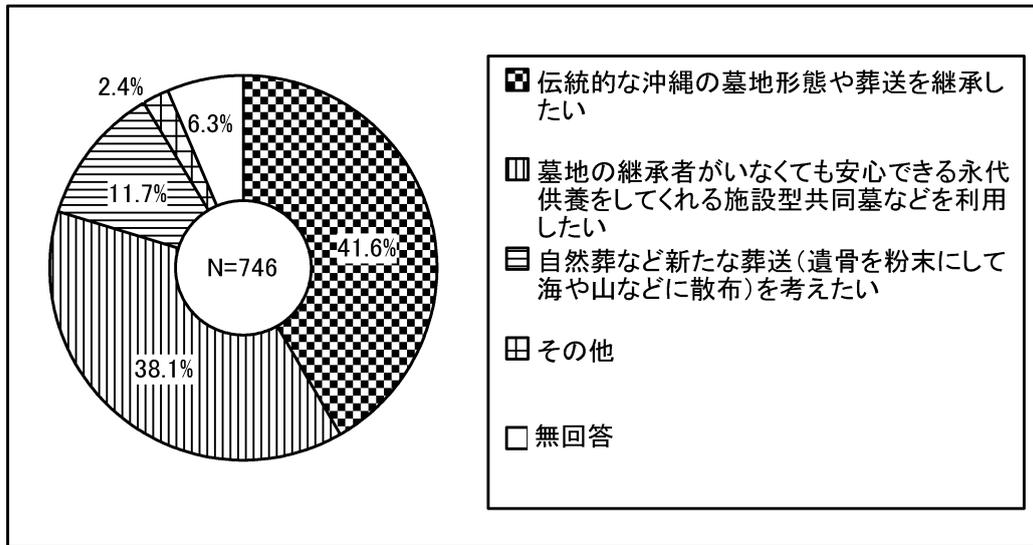
図表 4-27 今後の墓地のあり方（字別クロス集計 その2）

		1位	2位	3位	4位	5位
9	勢理客 (N=31)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		20 64.5%	16 51.6%	10 32.3%	8 25.8%	6 19.4%
10	内間 (N=61)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		39 63.9%	33 54.1%	30 49.2%	16 26.2%	11 18.0%
11	経塚 (N=31)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	・墓地を造ってはいけない地域(墓地禁止区域)をしっかりと決めておく必要がある ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある		住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい
		21 67.7%		18 58.1%	10 32.3%	6 19.4%
12	前田 (N=49)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい
		36 73.5%	29 59.2%	27 55.1%	15 30.6%	12 24.5%
13	西原 (N=62)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	・墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある		住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい
		43 69.4%		35 56.5%	14 22.6%	10 16.1%
14	当山 (N=23)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		18 78.3%	16 69.6%	14 60.9%	9 39.1%	6 26.1%
15	大平 (N=28)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		19 67.9%	15 53.6%	13 46.4%	8 28.6%	7 25.0%
16	沢岷 (N=30)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい
		20 66.7%	11 36.7%	10 33.3%	6 20.0%	3 10.0%
17	仲西 (N=24)	既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		14 58.3%	13 54.2%	11 45.8%	6 25.0%	6 25.0%
18	無回答 (N=3)	・既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい ・墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある		住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい ・観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい ・今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある		
			2 66.7%			1 33.3%
合計 (N=746)		既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある
		518 69.4%	435 58.3%	377 50.5%	201 26.9%	172 23.1%

問10 墓地や葬送のあり方

墓地や葬送のあり方については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が41.6%で最も多く、次いで「墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」38.1%、「自然葬など新たな葬送(遺骨を粉末にして海や山などに散布)を考えたい」11.7%の順である。

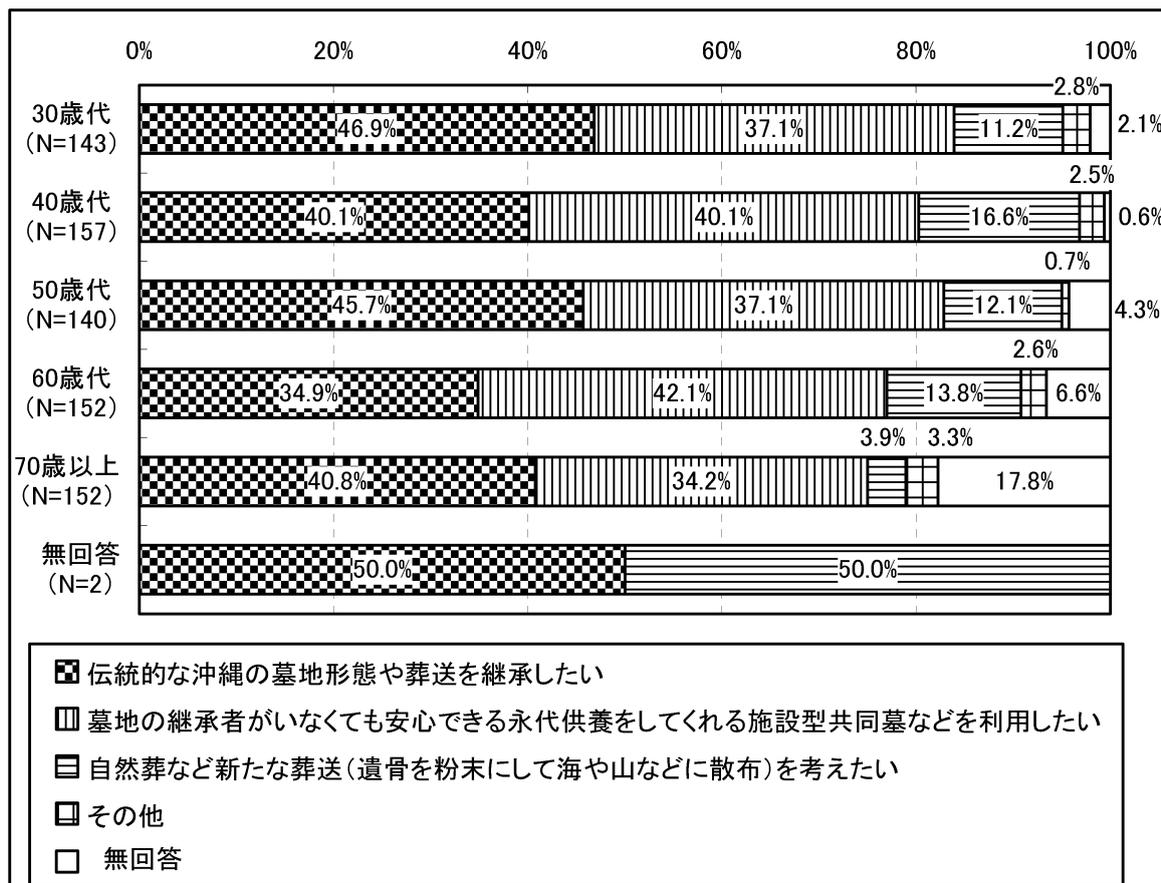
図表 4-28 墓地や葬送のあり方



		回答数	割合
1	伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい	310	41.6%
2	墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい	284	38.1%
3	自然葬など新たな葬送(遺骨を粉末にして海や山などに散布)を考えたい	87	11.7%
4	その他	18	2.4%
5	無回答	47	6.3%
合計		746	100.0%

墓地や葬送のあり方について年齢別に見ると、30歳代、40歳代、50歳代及び70歳以上については、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」と回答した割合が多くなっているが、60歳代においては、「墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」との回答が多くなっている。また、「自然葬など新たな葬送を考えたい」との回答割合は、70歳以上では3.9%と低いものの、他の世代では考えたいと回答している方が約1割おり、特に40歳代では16.6%と他の世代より高い割合となっている。

図表 4-29 年代別 墓地や葬送のあり方

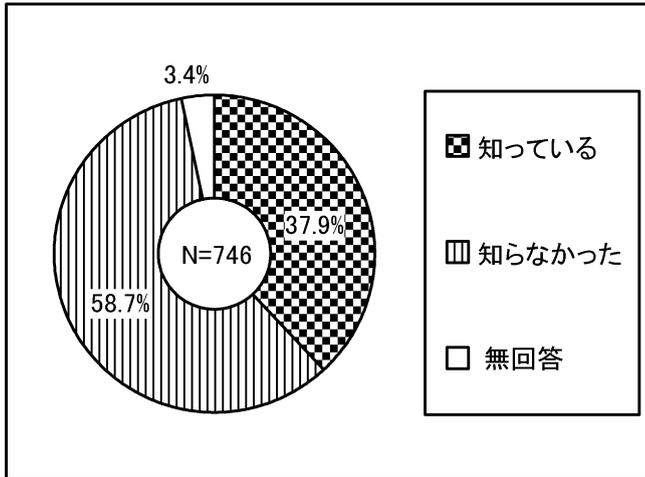


(7) 墓地取得・管理に係る社会的規範について

問11 墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度

墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度については、「知っている」との回答37.9%に対し、「知らなかった」は58.7%と認知度は低い状況である。

図表 4-30 墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度

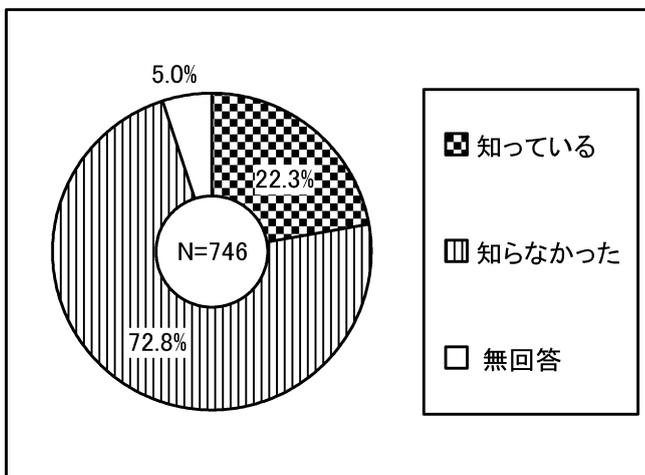


	回答数	割合
1 知っている	283	37.9%
2 知らなかった	438	58.7%
3 無回答	25	3.4%
合計	746	100.0%

問12 無許可墓地問題に対する認知度

無許可墓地問題に対する認知度については、「知っている」と回答したのは22.3%、「知らなかった」は72.8%と認知度は低い状況である。

図表 4-31 無許可墓地問題に対する認知度

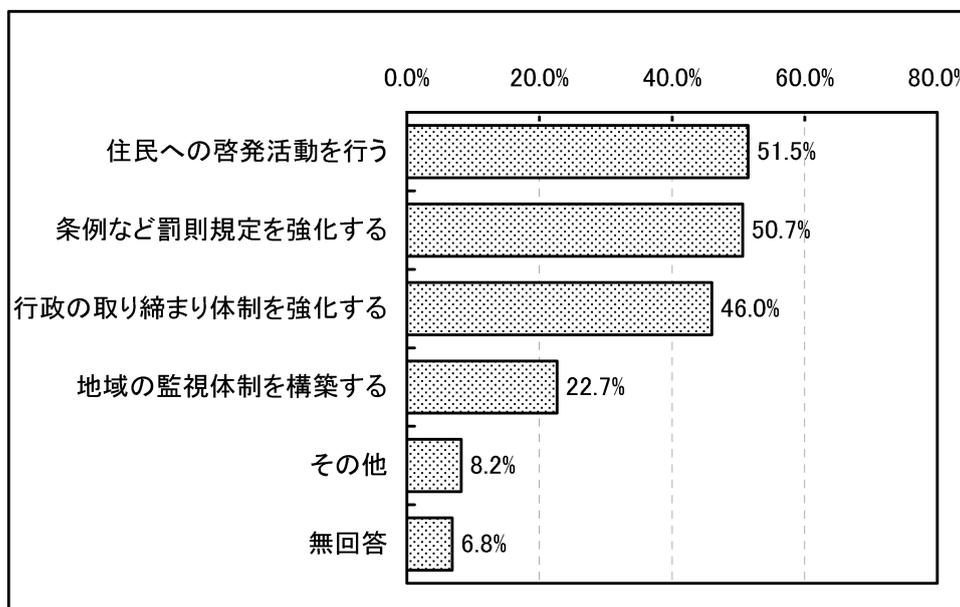


	回答数	割合
1 知っている	166	22.3%
2 知らなかった	543	72.8%
3 無回答	37	5.0%
合計	746	100.0%

問13 無許可墓地対策に対する意向 ※複数回答可

無許可墓地対策に対する意向については、「住民への啓発活動を行う」が51.5%と最も多く、次いで「条例など罰則規定を強化する」50.7%、「行政の取り締まり体制を強化する」46.0%、「地域の監視体制を構築する」22.7%の順となっている。問11の墓地を造る場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低い状況から、「住民への啓発活動を行う」と回答している方が多いと考えられる。

図表 4-32 無許可墓地対策に対する意向（複数回答）

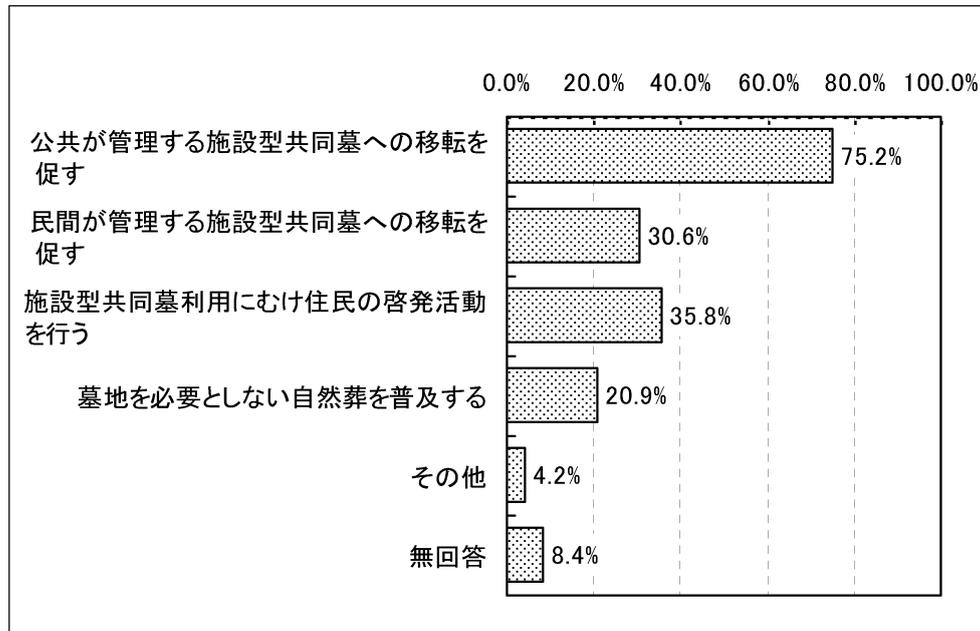


	回答数	割合
1 条例など罰則規定を強化する	378	50.7%
2 行政の取り締まり体制を強化する	343	46.0%
3 地域の監視体制を構築する	169	22.7%
4 住民への啓発活動を行う	384	51.5%
5 その他	61	8.2%
6 無回答	51	6.8%
回答者	746	

問14 無縁墓地対策に対する意向 ※複数回答可

無縁墓地対策に対する意向については、「公共が管理する施設型共同墓への移転を促す」との回答が75.2%で最も多く、次いで「施設型共同墓利用にむけ住民の啓発活動を行う」35.8%、「民間が管理する施設型共同墓への移転を促す」30.6%、「墓地を必要としない自然葬を普及する」20.9%、「その他」は4.2%の順となっており、「公共が管理する施設型共同墓への移転を促す」との回答が大半を占めている。

図表 4-33 無縁墓地対策に対する意向（複数回答）



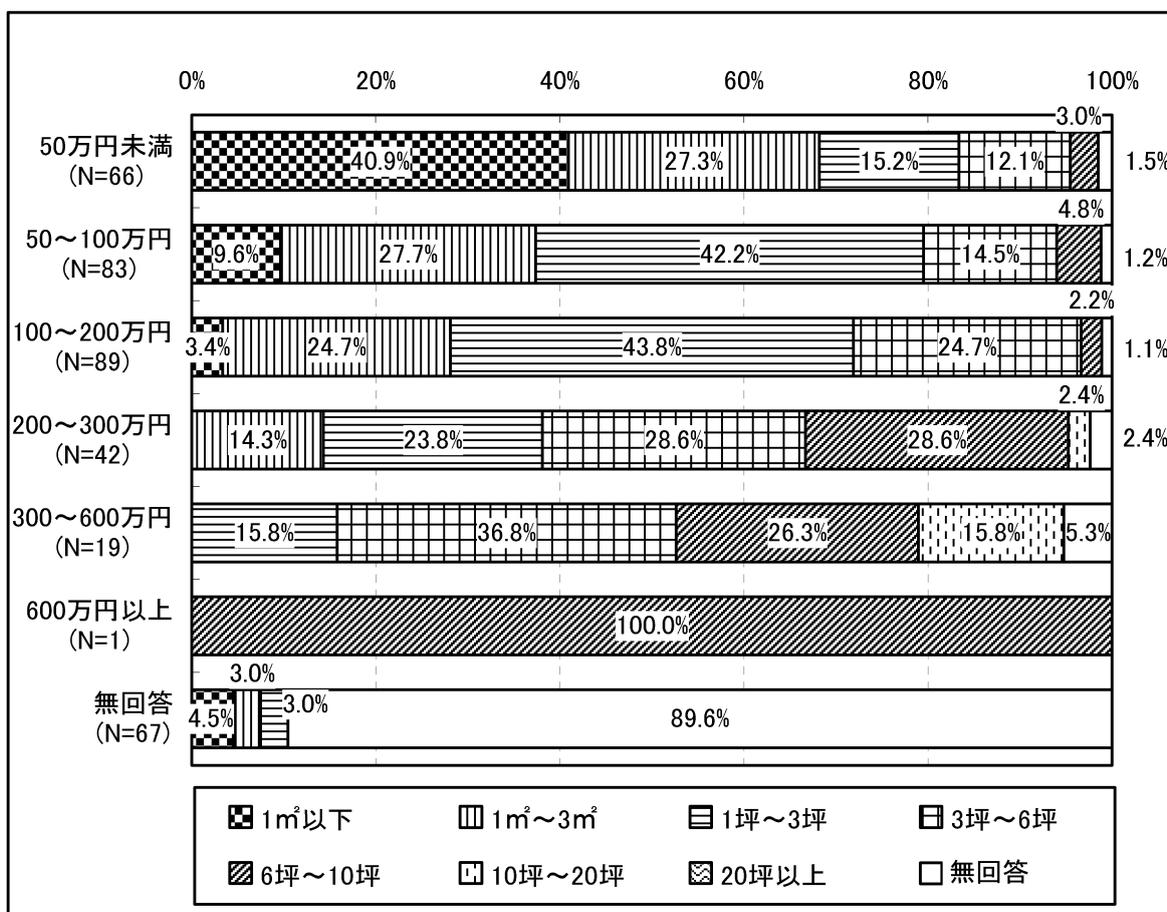
	回答数	割合
1 公共が管理する施設型共同墓への移転を促す	561	75.2%
2 民間が管理する施設型共同墓への移転を促す	228	30.6%
3 施設型共同墓利用にむけ住民の啓発活動を行う	267	35.8%
4 墓地を必要としない自然葬を普及する	156	20.9%
5 その他	31	4.2%
6 無回答	63	8.4%
回答者	746	

<参考>希望する墓地の費用（問4） × 希望する墓地の規模（問5）

希望する墓地の費用と希望する墓地の規模の関係について見ると、費用が高くなるに従い、希望する墓地の規模も大きくなる傾向が見られる。

「50万円未満」については、「1㎡以下」との回答が最も多いが、「200万円未満（50～100万円、100～200万円）」については、「1坪～3坪」との回答が多く、「200万円以上（200～300万円、300～600万円、600万円以上）」については、「3坪～6坪」及び「6坪～10坪」との回答が多くなっている。

図表 4-34 希望する墓地の費用×希望する墓地の規模

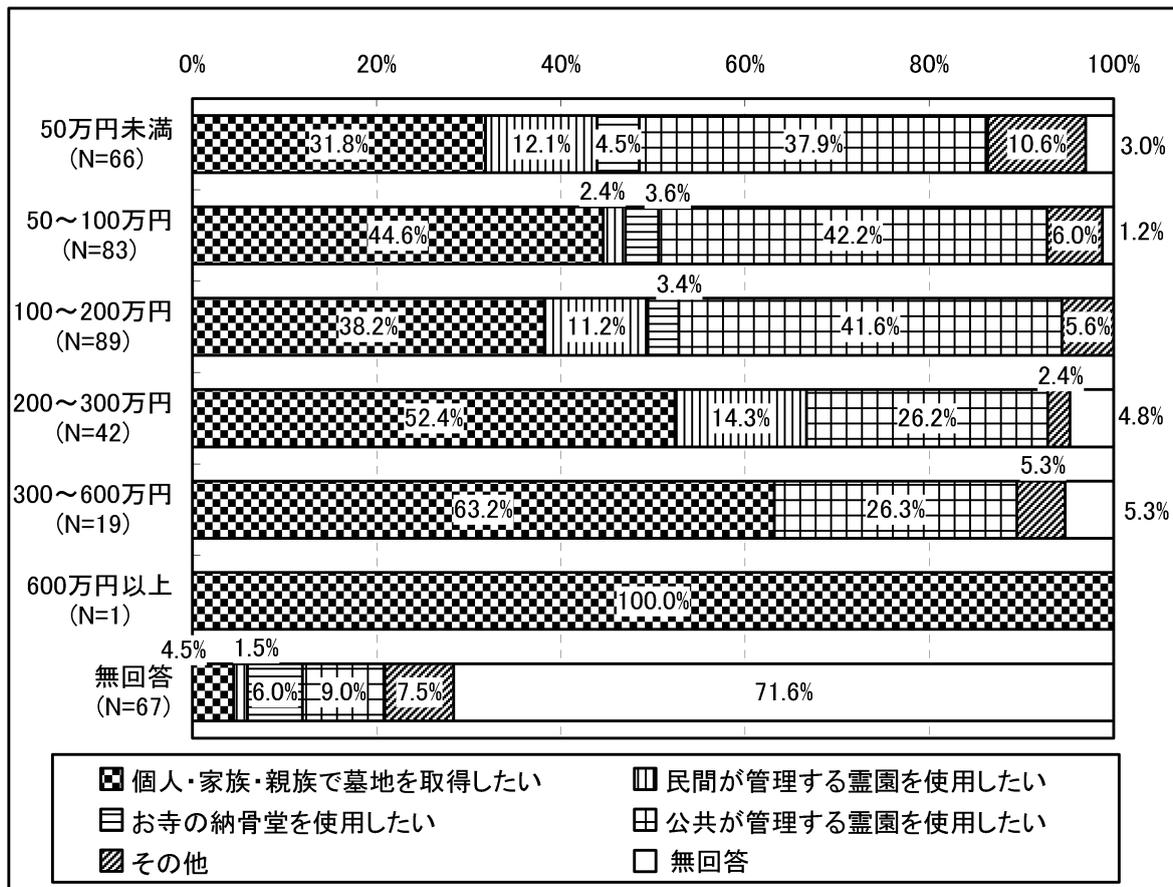


<参考>希望する墓地の費用（問4） × 希望する墓地の管理形態（問6）

希望する墓地の費用と希望する墓地の管理形態について見ると、費用が高くなるに従い、「個人・家族・親戚で墓地を取得したい」との回答の割合が高くなる傾向が見られ、「200万円以上（200～300万円、300～600万円、600万円以上）」では、5割を超えている。

逆に、「200万円未満（50万円未満、50～100万円、100～200万円）」では、概ね「公共が管理する霊園を使用したい」との回答の割合が高くなっている。

図表 4-35 希望する墓地の費用×希望する墓地の管理形態



第5章 墓地需要予測・調査

第5章 墓地需要予測・調査

1 墓地需要予測期間

本調査では、浦添市第四次総合計画及び人口推計に用いた国勢調査の年次を考慮し、墓地需要予測期間を平成24年（2012年）から平成43年（2031年）までの20年間とする。

2 墓地の需要予測

※各表中の割合は四捨五入している為、合計の値と一致しない場合がある。

(1) 墓地需要予測の基礎データ（アンケート調査より）

1) 浦添市内で墓地の取得を希望する予測世帯割合

浦添市内に墓地の取得を希望する予測世帯割合は、回答者全体（746人）の21.0%となっている。そのうち「公共が管理する霊園」を希望する割合は9.5%となっている。

図表 5-1 墓地の取得を希望する予測割合世帯（希望する墓地の管理形態×希望する墓地の場所）

	浦添市内		浦添市外		その他		無回答		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 個人・家族・親族で墓地を取得したい	64	8.6%	40	5.4%	19	2.5%	7	0.9%	130	17.4%
2 民間が管理する霊園を使用したい	9	1.2%	7	0.9%	9	1.2%	2	0.3%	27	3.6%
3 お寺の納骨堂を使用したい	3	0.4%	2	0.3%	3	0.4%	5	0.7%	13	1.7%
4 公共が管理する霊園を使用したい	71	9.5%	13	1.7%	32	4.3%	3	0.4%	119	16.0%
5 その他	6	0.8%	3	0.4%	12	1.6%	3	0.4%	24	3.2%
6 無回答	4	0.5%		0.0%	1	0.1%	49	6.6%	54	7.2%
合計	157	21.0%	65	8.7%	76	10.2%	69	9.2%	367	49.2%
回答者数	746									

2) 希望する墓地の種類の前測世帯割合

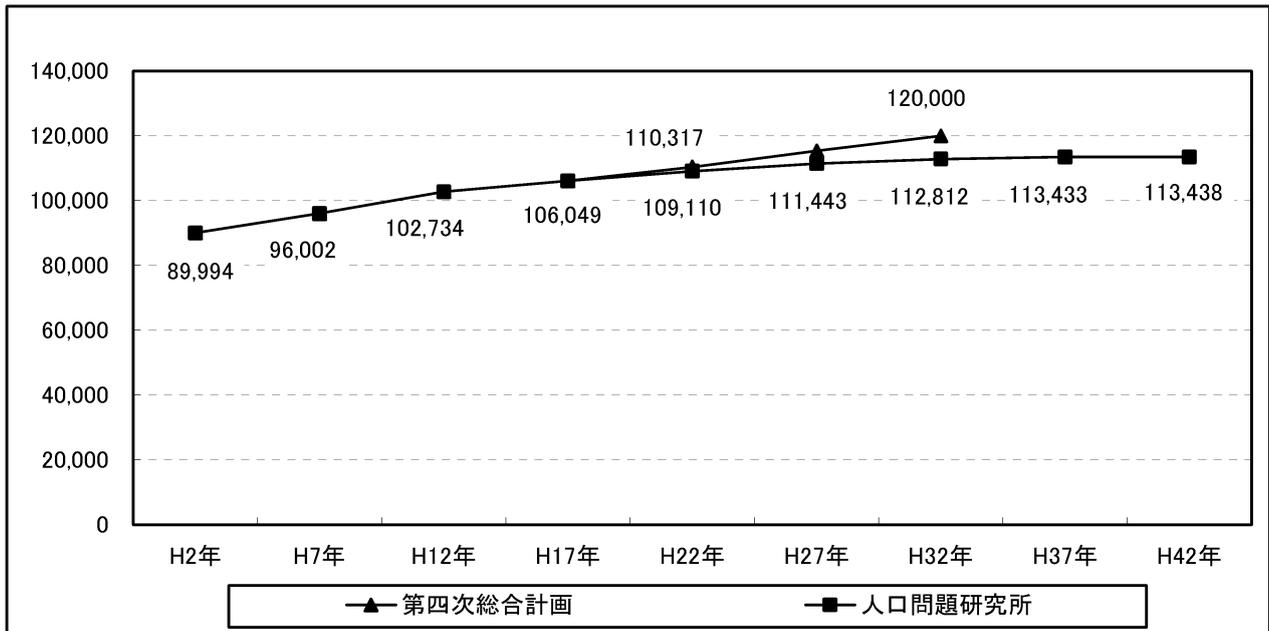
浦添市内で墓地の取得を希望する予測世帯の希望する墓地の種類は、「家族墓」の割合が60.8%と最も多く、次いで「施設型共同墓」22.5%でその他の種類は10%未満である。

図表 5-2 希望する墓地の種類の前測世帯割合（希望する墓地の種類×希望する墓地の場所）

（複数回答）

	浦添市内		浦添市外		その他		無回答		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1 家族墓	127	60.8%	52	63.4%	47	47.5%	9	12.0%	235	50.5%
2 門中墓	20	9.6%	5	6.1%	5	5.1%	4	5.3%	34	7.3%
3 兄弟墓	10	4.8%	5	6.1%	3	3.0%	0	0.0%	18	3.9%
4 模合墓	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	1	0.2%
5 施設型共同墓	47	22.5%	18	22.0%	36	36.4%	13	17.3%	114	24.5%
6 その他	3	1.4%	1	1.2%	4	4.0%	1	1.3%	9	1.9%
7 無回答	2	1.0%	1	1.2%	3	3.0%	48	64.0%	54	11.6%
合計	209	100.0%	82	100.0%	99	100.0%	75	100.0%	465	100.0%
回答者数	367									

図表 5-5 将来人口推計の比較（浦添市第四次総合計画、国立社会保障・人口問題研究所予測）



	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年
第四次総合計画	89,994	96,002	102,734	106,049	110,317		120,000		
人口問題研究所	89,994	96,002	102,734	106,049	109,110	111,443	112,812	113,433	113,438

※第四次総合計画は平成23年に推計、よって平成22年は現況値（国勢調査速報）。

※人口問題研究所は平成20年に推計、よって平成22年は推計値。

(3) 浦添市における墓地需要予測結果

平成24年から平成43年の20年間で、以下の基数の墓地の取得希望が予測される。

- 20年間の墓地需要予測：3,672基
- 内、公共が管理する霊園：1,661基
- 内、施設型共同墓：826基

アンケート調査結果に基づく墓地需要予測数（図表5-6）は、平成24～43年の20年間の累計で3,672基である。管理形態別の需要予測数は、「公共が管理する霊園」の希望はこの10年間（H24～H33）で796基、20年累計では1,661基（図表5-7）と全体需要予測数の45.2%を占めている。

種類別の需要予測数（図表5-8）は、平成43年までの20年累計3,672基のうち、「家族墓」が2,231基、「施設型共同墓」826基、「門中墓」351基、「兄弟墓」176基、「その他」53基となっている。

図表 5-6 墓地需要予測計算式（浦添市内）

	死亡者 予測数	墓地需要予測 世帯割合	5ヶ年間墓地 需要予測数	内、平成24～33年度 の10年間の累計	20年間の墓地 需要予測数
H24～28期間	3,416	× 0.210	= 719	= 719	= 719
H29～33期間	4,945	× 0.210	= 1,041	= 1,041	= 1,041
H34～38期間	4,182	× 0.210	= 880		= 880
H39～43期間	4,906	× 0.210	= 1,032		= 1,032
平成43年までの墓地需要予測数(20年累計)				1,760	3,672

図表 5-7 管理形態別墓地需要予測数（浦添市内）

	墓地需要予測 世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
個人・家族・親族で墓地を取得	40.8%	717	1,497
民間が管理する霊園	5.7%	101	210
お寺の納骨堂	1.9%	34	70
公共が管理する霊園	45.2%	796	1,661
その他	3.8%	67	140
無回答	2.5%	45	94
墓地需要予測数 合計	100.0%	1,760	3,672

図表 5-8 墓地の種類別墓地需要予測数（浦添市内）

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	60.8%	1,069	2,231
門中墓	9.6%	168	351
兄弟墓	4.8%	84	176
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	22.5%	396	826
その他	1.4%	25	53
無回答	1.0%	17	35
墓地需要予測数 合計	100.0%	1,760	3,672

図表 5-9 簡易予測式（沖縄大学 吉川博也教授の算出式）による墓地需要予測結果

<参 考>
 【簡易予測式：沖縄大学 吉川博也教授の算出式】

①総人口 × 13 ÷ 10000 = 年間墓地需要予測数	}	<u>①②③の平均値</u>
②総世帯数 × 4 ÷ 1000 = 年間墓地需要予測数		
③死亡者数 × 0.2 = 年間墓地需要予測数		

	人口予測	係数		年平均墓地	年数	期間墓地
H24～28期間	113,997	×	13	÷ 10,000 = 148	×	5 = 741
H29～33期間	118,965	×	13	÷ 10,000 = 155	×	5 = 773
H34～38期間	123,932	×	13	÷ 10,000 = 161	×	5 = 806
H39～43期間	128,900	×	13	÷ 10,000 = 168	×	5 = 838
平成43年までの墓地需要予測数(20年累計)						3,158

	年平均墓地需要予測数				平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
	H24 ～28	H29 ～33	H34 ～38	H39 ～43		
墓地需要予測数 ①②③の平均	776	915	901	986	1,691	3,577
①人口予測に基づく需要予測数	741	773	806	838	1,514	3,158
②世帯予測数に基づく需要予測数	904	982	1,060	1,138	1,886	4,084
③死亡者予測数に基づく需要予測数	683	989	836	981	1,672	3,490

<管理主体別墓地需要予測>

図表 5-10 個人・家族・親族での管理希望の墓地の種類別墓地需要予測数

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	66.7%	478	998
門中墓	13.8%	99	206
兄弟墓	9.2%	66	138
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	9.2%	66	138
その他	1.1%	8	17
無回答	0.0%	0	0
墓地需要数 合計	100.0%	717	1,497

図表 5-11 公共での管理希望の墓地の種類別墓地需要予測数

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	55.9%	445	928
門中墓	6.5%	51	107
兄弟墓	2.2%	17	36
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	32.3%	257	536
その他	2.2%	17	36
無回答	1.1%	9	18
墓地需要数 合計	100.0%	796	1,661

図表 5-12 民間での管理希望の墓地の種類別墓地需要予測数

	墓地の種類別 需要予測世帯割合	平成33年 10年累計	平成43年 20年累計
家族墓	58.3%	59	123
門中墓	8.3%	8	18
兄弟墓	0.0%	0	0
模合墓	0.0%	0	0
施設型共同墓	33.3%	34	70
その他	0.0%	0	0
無回答	0.0%	0	0
墓地需要数 合計	100.0%	101	210

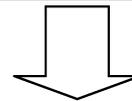
<参考>市外からの墓地需要予測について

【市外から墓地需要予測算出の考え方】

浦添市外からの墓地需要予測
 = 浦添市民の墓地需要予測 × 浦添市内における墓地経営許可実績の市内外比

市内（市民）と市外の墓地需要構成比の算出

	市内	市外
浦添市の墓地経営許可に関する意見書交付件数（墓地経営許可実績）における市内外比。（平成12年以降の累積）	0.56	0.44



市内（市民）墓地需要予測より市外からの墓地需要予測を算出

	市内	市外
市民の墓地需要予測（平成24年～43年度の20年間）より市外からの墓地需要予測数を算出	3,672 基	$3,672 \times (0.44/0.56)$ = 2,885 基

【浦添市における墓地需要予測】

- これより、浦添市内における墓地需要予測（市内及び市外を含む）は、20年間で6,557基（3,672+2,885）と想定される。

図表 5-13 墓地経営許可に係る意見交付件数と市内外比（H23.3.31 現在）

	①市内	②市外	③計	①/③	②/③
平成12年度	8	14.0	22	0.36	0.64
13年度	9	2	11	0.82	0.18
14年度	8	4	12	0.67	0.33
15年度	3	2	5	0.60	0.40
16年度	17	10	27	0.63	0.37
17年度	10	9	19	0.53	0.47
18年度	5	12	17	0.29	0.71
19年度	5	1	6	0.83	0.17
20年度	12	6	18	0.67	0.33
21年度	25	15	40	0.63	0.38
22年度	8	11	19	0.42	0.58
計	110	86	196	0.56	0.44

第 6 章 先進自治体事例調査

第6章 先進自治体事例調査

1 先進自治体事例調査の概要

(1) 先進地自治体事例調査の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律105号)(第2次一括法)が平成23年8月26日に成立したことにより、平成24年4月1日より墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取消その他の監督権限を都道府県知事からすべての市の市長及び特別区の区長へ移譲することとなった。それに伴い、浦添市においても墓地等の経営の許可等に関する条例の制定が急務となっている。しかし、墓地等の経営の許可等に関する条例を策定している沖縄県内の市町村は少なく、既に権限移譲を受けたほとんどの市町村では、沖縄県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和47年5月15日規則第52号)を準用している状況である。浦添市の実情(住宅地への墓地立地による地域の住環境及び都市計画への支障)に沿った墓地行政の推進を図るためには、独自の条例制定が必要である。

また、浦添市の公営墓地は公共工事に伴う個人墓地の移転用として利用しており、既に満杯状態にある。さらに、浦添市ではある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが厳しく、大規模な公営墓地整備は困難である。これらの状況をかんがみると、短期的な対応として限られた用地で多くの遺骨を納めることのできる施設型共同墓の整備が必要である。

以上のことから、先進的な条例(墓地立地規制等を含む)を制定している又は施設型共同墓を持つ自治体へ事例調査を行った。

(2) 視察対象自治体選定の視点

視察対象自治体は、以下の条件をできるだけ多く満たす自治体として相模原市(神奈川県)、さいたま市(埼玉県)及び草加市(埼玉県)を抽出した。

県から墓地経営許可の権限移譲を受けている市町村

墓地禁止区域の設定を含む、比較的厳しい墓地立地規制を条例に基づいて行っている市町村

墓地需要の受け皿として公営墓地の整備を行っている市町村

特に、面的に集約が可能な施設型共同墓の整備を行っている市町村

図表 6-1 視察対象自治体の概要

	相模原市	さいたま市	草加市
	政令指定都市	政令指定都市	特例市
面積	328,84km ²	217.49km ²	27.42km ²
人口	713,400人	1,225,800人	249,000人
市の概要	<p>神奈川県北部、東京都心へ40km、横浜へ30kmに位置する。相模野の面影を残しつつ、平坦な地形や交通の利便性により、緑美しい住宅都市・内陸工業都市として急速に成長。10年4月に政令指定都市に移行。丹沢大山国定公園等の自然や、相模湖など県の重要な水源地を有する70万都市に。</p>	<p>01年5月に浦和市・大宮市・与野市の3市合併により新市として誕生。03年4月から政令指定都市に移行。埼玉県の南東部に位置し、中山道の浦和宿・大宮宿として古くから発展。現在も、東北・上越など新幹線5路線をはじめ、JR在来線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝。東京都への通勤比率は29.9%（05年）。</p>	<p>埼玉県の東南部に位置し、東京都に接する。古くは奥州・日光街道第2の宿場。草加せんべい、浴衣地等の染色業、皮革産業などの地場産業のまちとして発展。東京へのアクセスがよく都市化が進行し、東京都通勤比率が40.8%（05年）。04年より特例市。</p>
権限移譲済	○	○	○
墓地立地規制	○	○	○
公営墓地	○	○	×
施設型共同墓	○	○	×

2 先進自治体事例調査結果

(1) 条例編

1) 経営の主体規定

条例等により墓地経営をできるものについて定めている。

先進自治体では、宗教法人及び公益法人について市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの等に限定しているが、沖縄県では県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するものとなっている。

また、沖縄県では「知事が、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められ、かつ、公営墓地等が利用できない等、やむを得ない事情のある場合」の条件のもと、個人による墓地経営を認めている。

図表 6-2 条例等における墓地の経営の主体規定

条例等における墓地の経営の主体規定	
相模原市	<p>相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営の主体)</p> <p>第3条 法第10条第1項の規定により墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体 (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの (3) 墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの</p>
さいたま市	<p>さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営の主体)</p> <p>第3条 法第10条第1項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体 (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項の宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に有するもの (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの</p>
草加市	<p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者等の基準)</p> <p>第9条 墓地等を経営し、又は変更しようとする者は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体 (2) 自己の所有地(当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。次号において同じ。)に設置する墓地等を永続的に経営しようとするを目的として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関</p>

	<p>する法律(平成18年法律第49号)第2条第2号に規定する公益財団法人で、市内にその事務所を有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地から2キロメートル以内のもの</p> <p>(3) 自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようとする宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された事務所を1年以上市内に有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地から2キロメートル以内のもの</p> <p>2 前項第2号及び第3号に該当する者にあつては、墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。</p> <p>3 市長は、経営許可等に当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他必要な条件を付することができるものとする。</p>
沖縄県	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (墓地等の経営主体)</p> <p>第2条 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める墓地等の経営については、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人(以下「宗教法人」という。)であつて、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの</p> <p>(3) 民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人(以下「公益法人」という。)であつて、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの</p> <p>(個人が設置する墓地の経営)</p> <p>第10条 個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の経営が第2条ただし書に該当する場合には、当該墓地及び当該墓地の経営者については、第5条から第7条までの規定を適用しない。</p>

2) 墓地の設置場所規制

条例や施行規則、要綱等により墓地の設置場所規制を行っている。

先進自治体では、学校や人家等からの一定の距離内及び都市計画等の地区について墓地の設置を規制している。

沖縄県では、学校や人家等からの一定の距離内についてのみ墓地の設置を規制している。

また、個人墓地については工事完成届や墓地等の構造、墓地等の設置場所の規制はなく、各市町村の計画として墓地禁止区域等が設定されている場合に限り、設置場所の規制ができる。

図表 6-3 条例等による墓地の設置場所規制

相模原市	
条例・規則等名称	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年12月24日条例第49条) 相模原市墓地の設置場所に関する指導要綱
規制規定	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (設置場所の基準) 第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。 (2) 墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が、次のアからウまでに定める距離以上であること。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合

	<p>し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>ア 墓地にあっては、50メートル(死体を埋葬する墓地にあっては、100メートル)</p> <p>相模原市墓地の設置場所に関する指導要綱 (設置場所の基準)</p> <p>第3条 墓地を設置しようとする者は、本市域において、次の各号のいずれかに該当する区域又は地区に墓地を設置しないものとする。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域</p> <p>(2) 都市計画法第8条に規定する用途地域が定められている区域</p> <p>(3) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域</p> <p>(4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区</p> <p>(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林</p> <p>(6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域</p> <p>(7) 平成22年神奈川県告示第193号の相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針3(1)⑤エにおいて計画的市街地整備を予定している区域</p>
<p>注目すべき 規制内容</p>	<p>条例での規制 学校、病院、人家等から50メートル以内を規制対象地域に指定</p> <p>要綱での規制 市街化区域及び用途地域が定められている区域、市街地整備を予定している区域を規制対象地域に指定</p>

さいたま市	
<p>条例・ 規則等名称</p>	<p>さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成16年12月27日条例第66号)</p>
<p>規制規定</p>	<p>さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (審査会の設置)</p> <p>第10条 墓地等の経営の計画を審査するため、さいたま市墓地等設置計画審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>(設置場所の基準)</p> <p>第21条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 埋葬を行う墓地にあっては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所</p> <p>ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(歯科医業のみを行うものを除き、患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「病院又は診療所」という。)</p> <p>エ 医療法第2条第1項に規定する助産所(妊婦、産婦又はじょく婦を入所させるための施設を有するものに限る。以下「助産所」という。)</p> <p>オ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>カ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)</p> <p>キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する介護保険</p>

	<p>施設(以下「介護保険施設」という。)</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、規則で定める施設</p> <p>ケ 住宅(人の居住の用に供する建物又は人の居住の用に供する部分を有する建物をいう。次号オにおいて同じ。)</p> <p>(8) 墓地等にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域、同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域又は同条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域以外の土地であること。</p>
注目すべき規制内容	<p>条例での規制</p> <p>墓地の経営の計画は審査会の審査を受ける</p> <p>学校、病院、人家等から100メートル以内を規制対象地域に指定</p> <p>都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域、市街地開発事業等予定区域を規制対象地域に指定</p>

草加市	
条例・規則等名称	<p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成15年3月26日条例第10号)</p> <p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成15年3月31日規則第29号)</p>
規制規定	<p>草加市墓地等の経営許可等に関する条例 (設置場所の基準)</p> <p>第10条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100メートル以上離れていること。</p> <p>(5) 都市計画法第11条第2項に規定する都市施設(同条第1項第2号に規定する墓園は除く。)の区域でないこと。</p> <p>(6) 都市計画法第12条第2項に規定する市街地開発事業を施行している区域でないこと。</p> <p>(7) 都市計画法第12条の4第2項に規定する地区計画等の区域でないこと。</p> <p>(8) 前3号に掲げる区域のほか、墓地の設置により将来のまちづくりに支障がある区域として規則で定める区域でないこと。</p> <p>草加市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則 (設置場所の基準)</p> <p>第11条 条例第10条第8号の規則で定める区域は、次のとおりとする。ただし、過去に適正な墓地経営許可を受けて、現に埋葬又は焼骨の埋蔵が行われている墓地を引き継いで経営しようとする場合(墓地の区域の拡張を伴う場合は除く。)にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) 草加都市計画氷川町土地区画整理事業区域のうち、草加都市計画氷川町(草加駅西側)土地区画整理事業区域を除いた区域</p> <p>(2) 柿木地区総合開発計画事業先行整備予定区域(市道20111号線、県道柿木町蒲生線のうち市道20111号線との交差点から県道平方東京線との交差点まで、県道平方東京線、越谷市境及び八条用水に囲まれた区域)</p> <p>(3) 柿木地区総合開発計画事業区域のうち、市道2019号線、県道平方東京線、県道柿木町蒲生線、国道4号(東埼玉道路)に囲まれた区域及び市道2019号線、国道4号(東埼玉道路)、市道1012号線、八条用水に囲まれた区域及び八潮市境、市道2019号線、八条用水に囲まれた区域で、市道20974号線、県道平方東京線、県道柿木町蒲生線、市道20064号線、市道20084号線のうち市道20064号線との交差点から市道1012号線との交差点まで、市道20104号線に囲まれた区域を除いた区域</p> <p>(4) 新田駅東口地区市街地整備事業予定区域(東武鉄道伊勢崎線、県道金</p>

	<p>明町鳩ヶ谷線、県道足立越谷線及び越谷市境に囲まれた区域)</p> <p>(5) 新田駅西口地区市街地整備事業予定区域(東武鉄道伊勢崎線、市道1007号線、市道2004号線及び県道金明町鳩ヶ谷線に囲まれた区域)のうち、草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業区域を除いた区域</p> <p>(6) 谷塚駅西口地区市街地整備事業予定区域(東武伊勢崎線、県道川口草加線及び国道4号に囲まれた区域)</p>
注目すべき規制内容	<p>条例での規制 学校、病院、人家等から100メートル以内を規制対象地域に指定 都市施設の区域及び市街地開発事業の施行区域、地区計画等の区域、墓地の設置により将来のまちづくりに支障がある区域として規則で定める地域を規制対象地域に指定</p> <p>規則での規制 都市計画マスタープランの特定5地区と沿道環境ゾーンを規制対象地域に指定</p>

沖縄県	
条例・規則等名称	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和47年5月15日規則第52号)</p> <p>墓地等の許可申請に関する事務取扱要領</p>
規制規定	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (墓地等の設置場所)</p> <p>第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、知事が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。</p> <p>(1) 墓地</p> <p>イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。 ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。 カ 周辺的美観を損ねることがないこと。</p> <p>(個人が設置する墓地の経営)</p> <p>第10条 個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の経営が第2条ただし書に該当する場合には、当該墓地及び当該墓地の経営者については、第5条から第7条までの規定を適用しない。</p> <p>墓地等の許可申請に関する事務取扱要領</p> <p>4 許可申請の留意事項</p> <p>(7) 個人墓地の取り扱い</p> <p>墓地の設置場所及び構造基準については、細則の規定を準用する。但し、細則6条第1項イ、オ、カ及び第7条第1項イ、ウは適用しない。なお、市町村計画として、自治会等の墓地区域や墓地禁止区域が設定されている場合は、当該墓地区域に限り個人墓地の経営を認めることとし、また、墓地禁止区域については、許可を与えないものとする。</p>
注目すべき規制内容	<p>規則での規制 国道、県道から30メートル以内及び公園、学校、病院、人家等から100メートル以内を規制対象地域に指定 周辺的美観を損ねる場所を規制対象地域に指定 個人墓地について、第5条(工事完成届)、第6条(墓地等の構造)、第7条(墓地等の設置場所)の規制なし</p> <p>要領での規制 個人墓地について、市町村計画として墓地区域や墓地禁止区域が設定されている場合に規制対象地域に指定</p>

※土地利用調整条例による墓地の設置場所規制

横須賀市（神奈川県）では、土地利用調整条例で墓地の設置場所規制を行っている。

図表 6-4 土地利用調整条例による墓地の設置場所規制

横須賀市	
条例・規則等名称	適正な土地利用の調整に関する条例（平成17年3月31日条例第50号）
規制規定	<p>適正な土地利用の調整に関する条例 （墓地等の制限）</p> <p>第9条 次に掲げる区域内には、墓地等の設置を行ってはならない。ただし、土地利用調整審議会の意見を聴いた上で、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第2条に規定する自然環境保全地域(以下単に「自然環境保全地域」という。)</p> <p>(2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域(以下単に「近郊緑地保全区域」という。)</p> <p>(3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区(以下単に「特別緑地保全地区」という。)</p> <p>(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林及び同法第41条第1項に規定する保安施設地区(以下「保安林及び保安施設地区」という。)</p> <p>(5) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下単に「農用地区域」という。)</p> <p>(6) 都市計画法第8条第7号に規定する風致地区</p> <p>(7) 地区計画等で地区整備計画が定められている区域</p> <p>(8) 史跡名勝天然記念物(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第31条第1項又は文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号)第3条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物をいう。以下同じ。)の保全に影響を及ぼす区域</p> <p>(9) 墓地等の区域の境界線と学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)、病院等(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する施設(患者を入院させる施設を有するものに限る。)をいう。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設をいう。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する施設をいう。以下同じ。)並びに養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設をいう。)の敷地境界線との水平距離が100メートル以内である区域</p>
注目すべき規制内容	<p>条例での規制</p> <p>風致地区及び地区整備計画が定められている区域、史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域を規制対象地域に指定</p> <p>学校、病院、人家等から100メートルを規制対象地域に指定</p>

3) 経営者等の遵守事項規定

条例等により墓地の経営者に墓地を清潔に保つこと等の遵守事項を定めている。
先進自治体では、条例により定めているが、沖縄県では要領により定めている。

図表 6-5 条例等における経営者等の遵守事項規定

墓地条例における経営者等の遵守事項	
相模原市	<p>相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者等の遵守事項)</p> <p>第14条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 墓地等の区域を清潔に保持すること。 (2) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。 (3) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。 (4) 墓地又は納骨堂にあっては、契約約款等に基づく管理を行うこと。
さいたま市	<p>さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者等の遵守事項)</p> <p>第27条 経営者又は墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 墓地等は、清潔を保持し、清掃、補修及び緑地等の管理を怠らないこと。 (2) 墓地においては、墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の使用者に安全措置を講ずるよう求めること。 (3) 障壁を設けた墓地等は、当該障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。 (4) 火葬場における残骨は、丁重に扱うこと。
草加市	<p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営者の遵守事項)</p> <p>第16条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、2,000平方メートル未満の墓地については、この限りでない。 (2) 墓地等を常に清潔に保ち、施設等が破損した場合は、速やかに修理すること。
沖縄県	<p>墓地等の許可申請に関する事務取扱要領 第6 その他 2 墓地の維持管理について</p> <p>墓地の維持管理について具体的には、墓地内の清掃、諸施設の整備、修景等であるが、根本的には墓地の保全であり、墓地の経営者は環境衛生上支障のないように常に努めなければならない。</p>

4) 公表

手続きの実行性を担保するため、公表制度を定めている。

先進自治体の相模原市・さいたま市では定めているものの、草加市・沖縄県では定めていない。

図表 6-6 条例等における公表制度

公表制度	
相模原市	<p>相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 (勧告) 第21条 市長は、第4条から第6条まで(第16条第1項において準用する場合を含む。)に規定する手続きがされていないと認めるときは、申請予定者又は拡張申請予定者に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>(公表) 第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を勧告を受けた者に書面により通知するとともに、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>※第4条(申請前の協議)、第5条(墓地等計画の周知)、第6条(近隣住民との協議)に規定する手続きがなされない場合、第21条の勧告がなされる。 さらに、勧告に従わない場合、第22条の公表がなされる。</p>
さいたま市	<p>さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 (答申に基づく指導) 第13条 市長は、前条の規定により審査会の答申を受けた後、必要があると認めるときは、計画者に対し、経営の計画に係る事項について指導することができる。</p> <p>(勧告) 第29条 市長は、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条、第8条第2項並びに第9条第1項に規定する手続きが正当な理由がなくなされていないと認めるときは、計画者に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>(公表) 第30条 市長は、第13条の規定による指導を受けた者又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者にあらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。</p> <p>※審査会の答申により、経営の計画に係る事項について指導する事ができる。 第4条第1項(事前協議)、第5条第1項及び第2項(計画書の提出)、第6条(標識の設置)、第7条(説明会の開催)、第8条第2項(所有者との協議)、第9条第1項(見解書の提出等)に規定する手続きがなされない場合、第29条の勧告がなされる。 審査会の答申を受けての指導及び勧告に従わない場合、第30条の公表がなされる。</p>
草加市	なし
沖縄県	なし

5) その他

①合葬墓の設置規定（墓地の施設の基準）

さいたま市では、さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例において墓地の施設の基準として、合葬墓の設置を定めている。

図表 6-7 条例等における合葬墓の設置規定

さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例

（墓地の施設の基準）

第22条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(9) 合葬墓(縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬し、合わせて埋蔵するための施設をいう。)を設置すること。

②地位の継承規定

横須賀市では、墓地等の経営の許可等に関する条例において個人墓地の経営者が死亡等による、祭祀の継承について手続きを定めている。

図表 6-8 条例等における地位の継承規定

墓地等の経営の許可等に関する条例

（地位の承継）

第15条 個人の経営する墓地について祭祀を承継した者は、墓地等の経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により経営者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、市長に届け出なければならない。

(2) 公営墓地編

1) 相模原市宮峰山霊園（合葬式墓所）の概要

基本理念

- ・ 継承に不安のある方などを対象に、1つの施設に多数のお骨を一緒に埋葬する施設。
許可から20年間は骨壺で埋蔵し、そのあとは合葬する。

規模

- ・ 建築面積：93.67㎡ 延べ面積：211.35㎡

建物構造

- ・ WRC造 地上1階、地下2階〔地上1階：祈りの壁（礼拝スペース）、記名板（石版）〕
〔地下1階：埋蔵室 地下2階：合葬室〕

建設費

- ・ 96,600,000円

収容数

- ・ 5,000体

使用料

- ・ 9万／体

※年間管理料はなし

合祀移行期間

- ・ 20年

管理者（指定管理者）

- ・ 公益財団法人 相模原市都市整備公社

その他

- ・ 生前申込可能。
- ・ 祈りの壁（礼拝スペース）横に設置してある記名板（石版）に指名を彫刻することができる。
- ・ 納骨作業は、管理者が行う。
- ・ 遺族が埋蔵室及び合葬室に入室することはできない。
- ・ 焼骨の容器基準：幅及び奥行きがそれぞれ22cm以下、高さが27cm以下であること。
- ・ 合祀時には骨壺から袋に移し替え、他の焼骨と一緒に合葬室へ埋蔵する。
- ・ 埋蔵された焼骨及び骨壺は、原則として返還はしない。

図表 6-9 市営峰山霊園合葬式墓所



図表 6-10 市営峰山霊園合葬式墓所（内部）



2) さいたま市思い出の里市営霊園（合葬式墓地）の概要

基本理念

- ・近年の少子化に伴い、墓地を継承する人がいないという人が増えており、個人の遺骨を永代に供養してほしいとのニーズに応える共同墓地。一定期間（20年）は収容棚で保管（この間は改葬可能）し、その期間経過後はお骨を麻袋等に収容し他の遺骨とともに合祀する。

規模

- ・建築面積：28.47㎡ 延べ面積：105.18㎡

建物構造

- ・鉄筋コンクリート造 地上1階、地下1階〔地上1階：祈りの壁（礼拝スペース）〕
〔地下1階：埋蔵室、合葬室〕

※実質、合葬室は地下2階

建設費

- ・82,490,000円

収容数

- ・1,200体

使用料

- ・14万／体

※年間管理料はなし

合祀移行期間

- ・20年

管理者

- ・さいたま市

その他

- ・生前申込可能。
- ・納骨作業は、遺族が行うことが可能。
- ・親族は埋蔵室（納骨時に1回）へ入室することができる。
※僧侶等の入室はできない。
- ・焼骨の容器基準：縦、横、高さがいずれも30cm以下であること。
- ・合祀時には骨壺から麻袋に移し替え、他の焼骨と一緒に合葬室埋蔵する。
- ・骨壺のまま収納棚に安置している間は改葬が可能だが、合祀した後は改葬や返還はできない。

図表 6-11 思い出の里市営霊園合葬式墓地



図表 6-12 思い出の里市営霊園合葬式墓地（内部）



3) さいたま市思い出の里市営霊園（立体墓地【屋内】）の概要

基本理念

- ・現在の整然と並ぶ芝生墓地の良好なイメージを存続すべく、カロートを建物の床下に設置し、床面に墓石を置く形式で、まさに屋外の芝生墓地をそのまま、建物に取りこんだ形の墓地。

規模

- ・建築面積：2,230㎡ 延べ面積：3,868㎡

建物構造

- ・鉄筋（一部鉄筋鉄骨）造 3階建

6体用

8体用

収容数 ・ 776区画（最大4,656体） ・ 848区画（最大6,784体）

使用料 ・ 691,000円 ・ 773,000円

管理料 ・ 6,600円／年 ・ 6,600円／年

※平成22年11月10日現在

※平成22年度中に3階部分616区画を整備予定

図表 6-13 思い出の里市営霊園立体墓地（屋内）



4) さいたま市思い出の里市営霊園（立体墓地【屋外】）の概要

基本理念

- ・ 基数確保と比較的低価格の墓地を供給するための3段型壁墓地。

3段積みの石壁を、ドーム状（カマボコ型）に横穴をくり貫き、そのくり貫いた部分にお骨を収蔵する形の立体式墓地

	4体用上段	4体用中段	8体用下段
収容数	・ 267区画 (最大1,068体)	・ 260区画 (最大1,040体)	・ 267区画 (最大2,136体)
使用料	・ 214,000円	・ 214,000円	・ 317,000円
管理料	・ 2,850円/年	・ 2,850円/年	・ 2,850円/年

※平成22年11月10日現在

図表 6-14 思い出の里市営霊園立体墓地（屋外）



第7章 調査結果の分析 (墓地に関する課題整理)

第7章 調査結果の分析（墓地に関する課題整理）

1 調査結果の分析

(1) 浦添市の概況から見た墓地の課題

1) 人口・世帯の推移から見た墓地の課題

人口・世帯の推移を見ると、昭和45年に人口41,768人、10,085世帯（4.1人／世帯）、平成22年には人口110,351人、40,927世帯（2.7人／世帯）と人口の約2.64倍の増加に対し世帯数は4.06倍の増加となり、世帯分化が顕著である。また、総人口に占める15歳未満の子どもの割合が（平成2年25.8%→平成17年20.3%）減少し、65歳以上の高齢者の割合（平成2年6.1%→平成17年12.4%）が増加するなど少子高齢化が進行している。さらに、総世帯数に占める高齢者のみ世帯（高齢単身及び高齢夫婦世帯）の割合も（平成2年4.6%→平成17年10.3%）増加している。

世帯分化に伴う家族墓の増加と少子高齢化及び高齢者世帯の増加に伴い、墓地の継承者不在となる無縁墓地の増加が予想される。

2) 土地利用から見た墓地の課題

地目別土地面積推移を見ると、昭和47年は宅地4,110 k m²（22.1%）、原野2,117 k m²（11.4%）、畑6,036 k m²（32.4%）、平成21年は宅地が7,859 k m²（41.2%）、原野1,014 k m²（5.3%）、畑0,775 k m²（4.1%）となっており、昭和47年と平成21年を比べると、宅地が3,749 k m²増（19.1ポイント増）、原野が1,103 k m²減（6.1ポイント減）、畑が5,261 k m²減（28.3ポイント減）となっている。また、浦添市は2,658 k m²（13.9%）が軍用地で占められている。

昭和47年から平成21年の動向を見ても、原野や畑が減少し宅地が増加していることから市街化の進行が顕著であることが伺える。

このような状況から今後、浦添市ではある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが厳しく、大規模な公営墓地整備は困難である。

(2) 市関連計画と墓地基本計画の関わりから見た課題

墓地基本計画に関連する計画としては、「第四次浦添市総合計画」「浦添市都市マスタープラン」「浦添市景観まちづくり計画」等が挙げられる。これら計画では墓地の緑化が掲げられている。また、墓地の規制と誘導は都市計画及び景観に大きな関わりがあるため、市関連計画等との整合性を図る必要がある。「浦添市都市マスタープラン」においては、今年度更新作業中であるため新計画に留意する必要がある。

(3) 地実態調査から見た課題

墓地実態調査では、6,952基の墓地が確認された。立地場所としては、市街地や集落の中に立地する墓地が1,252基、市街地や集落に隣接して立地する墓地が540基と相当数見られる。人口・世帯の推移及び土地利用の動向と合わせると、これらは人口増加に伴う市街地の拡大により住宅が既存の墓地に近づいたもの、近年の世帯分化に伴う家族墓の増加により市街地内の僅かな空き地に墓地が立地したものと考えられる。

墓地の管理（清掃等）状況は、ほとんどが適正に管理されているものの、草が伸びている、ゴミが散乱している又は墳墓に亀裂が入っているなど管理されていない墓地が少なからずある。また、緑化については約8割の墓地が緑地のない状態であり、緑地があってもその半数は管理が不良である。駐車場の有無については、半数以上が駐車場や駐車スペースがない状況であり、清明祭における違法駐車が懸念される。空き墓は、浦添市内に182基あり、これらの墓地は適切な管理がされていないことから衛生面での問題が生じる可能性がある。（但し、前田や経塚の空き墓約100基は土地区画整理事業の移転によるもので、今後撤去されるものと思われる）

市街地と墓地が混在すること及び管理（清掃等）状況等の良くない墓地があることから、住環境への影響が懸念される。

(4) 墓地意向調査（市民アンケート）から見た課題

1) 墓地に関する市民意識

墓地に関する市民意識については、「見慣れた景色の一部で、特に何も感じない」が38.5%で最も多いが、「管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている」、「ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある」、「住宅等に近接して、住環境を阻害している」がそれぞれ20%を超えるなど、住環境への支障があると感じている市民は多い。一方、「緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である」が22.0%あり、緑化の条件付きで評価する意見もある。

墓地による住環境の悪化を防ぐため、清掃や緑化等の維持管理の向上が求められる。

図表 7-1 浦添市内にある墓地を見てどのように感じるか（アンケート回答 20.0%以上のもの）

アンケート問 8：浦添市内にある墓地を見てどのように感じるか（回答が 20.0%以上のもの）	
見慣れた景色の一部で、特に何も感じない	38.5%
管理されていない墓地が周辺の環境を悪化させている	24.4%
ゴミが捨てられたりするなど衛生的に問題がある	24.0%
緑地と一体となっている墓地は緑の保全に貢献し景観的にも良好である	22.0%
住宅等に近接して、住環境を阻害している	20.9%

2) 今後の墓地のあり方に関する市民意識

今後の墓地のあり方に関する市民意識については、「既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい」が69.4%あり、墓地区域設定を求める意向が最も強く、「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」も50.5%と、墓地禁止区域設定を求める意向も強い。

「今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある」が58.3%あるのに対し、「今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある」が23.1%と、民間よりも公共による霊園整備を求める意向が強い。また、「個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい」は6.6%しかなく、市民意向としてはどこにでも墓地を造りたいというわけではない。

「住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい」が26.9%、「観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい」が19.3%と少なからずある。「墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある」の意向と合わせて考えると、住宅地及び主要な道路は墓地を造ってはいけない地域に設定し、既存墓地の移転をすべきとの意向が読みとれる。そのため、将来的な課題として検討の必要がある。

墓地の規制・誘導については、市民の意向を踏まえた対策が求められる。

図表 7-2 今後の墓地のあり方（複数回答）

アンケート問9：今後の墓地のあり方について	
既存の墓地は仕方ないとしても、これから造られる墓地は決められた場所に造ることが望ましい	69.4%
今後の墓地需要を考え、公共の霊園整備をする必要がある	58.3%
墓地を造ってはいけない地域をしっかりと決めておく必要がある	50.5%
住宅地内に点在する既存の墓地をどこか適正な場所へ移転することが望ましい	26.9%
今後の墓地需要を考え、民間の霊園整備を促す必要がある	23.1%
観光客や商業活動などに配慮し主要な道路に面する墓地は移転することが望ましい	19.3%
個人の所有地に墓地を造ることができるようにして欲しい	6.6%
その他	2.7%
無回答	6.8%

3) 墓地や葬送のあり方に関する市民意識

墓地や葬送のあり方について、「伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい」が41.6%と、伝統的な墓地形態や葬送を継承したいという市民意識が最も高いが、次いで「墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい」が38.1%あり、新たな管理形態を望む市民意向も高い。一方、「自然葬など新たな葬送（遺骨を粉末にして海や山などに散布）を考えたい」は11.7%と、新たな葬送を望む市民意向は低い傾向にある。

これからの墓地施策については、伝統的な沖縄の葬送文化の継承と安心して利用できる施設型共同墓の両方の対応が求められる。

図表 7-3 墓地や葬送のあり方（アンケート）

アンケート問 10：墓地や葬送のあり方	
伝統的な沖縄の墓地形態や葬送を継承したい	41.6%
墓地の継承者がいなくても安心できる永代供養をしてくれる施設型共同墓などを利用したい	38.1%
自然葬など新たな葬送（遺骨を粉末にして海や山などに散布）を考えたい	11.7%
その他	2.4%

4) 墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に関する市民意識

墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度に関しては、「知っている」が37.9%に対して、「知らなかった」が58.7%と、知らなかった方が過半数を超えている。沖縄では個人による墓地経営が主であるため、墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低く、無許可墓地造成に影響を与えていることが考えられ、認知度を高める取り組みが求められる。

図表 7-4 墓地を造る（経営する）場合には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度（アンケート）

アンケート問 11：墓地を造る（経営する）場合は知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度	
知っている	37.9%
知らなかった	58.7%

5) 無許可墓地に関する市民意識

無許可墓地問題に対する認知度に関しても、「知っている」が22.3%に対して、「知らなかった」が72.8%と、知らなかった方が過半数を超えており、墓地を造る（経営する）場合に知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低いことが起因していると考えられる。

無許可墓地対策に対する意向については、「住民への啓発活動を行う」、「条例など罰則規定を強化する」、「行政の取り締まり体制を強化する」がそれぞれ50%前後となっており、市民意向を踏まえた対策が求められる。

図表 7-5 無許可墓地問題に対する認知度（アンケート）

アンケート問 12：無許可墓地問題に対する認知度	
知っている	22.3%
知らなかった	72.8%

図表 7-6 無許可墓地対策に対する意向（アンケート）

アンケート問 13：無許可墓地に対する意向	
住民への啓発活動を行う	51.5%
条例などの罰則規定を強化する	50.7%
行政の取り締まり体制を強化する	46.0%
地域の監視体制を構築する	22.7%
その他	8.2%
無回答	6.8%

6) 墓地の継承者及び無縁墓地に関する市民意識

既に個人・家族・親族で墓地を取得している方及び新たに個人・家族・親族で墓地の取得を希望する方の、墓地の継承者の有無については、両方とも継承者が「いる」が8割を超えているが、その割合は6.6ポイント減少している。

継承者が「いない」では、既に取得している方に対し新たに取得を希望する方が8.9ポイント増となっており、継承者不在の墓地が増える傾向にある。

図表 7-7 既に取得している方と新たに取得を希望する方の墓地の継承者の有無

アンケート問 2-3：既に取得している方		アンケート問 6-2：新たに取得を希望する方	
いる	87.4%	いる	80.8%
いない	4.2%	いない	13.1%
その他	1.1%	その他	2.3%

また、無縁墓地対策に対する意向については、「公共が管理する施設型共同墓への移転を促す」75.2%が最も高く、次いで「施設型共同墓利用に向け住民の啓発活動を行う」35.8%となっている。「民間が管理する施設型共同墓への移転を促す」は30.6%のため、民間による管理よりも公共による管理を望む意向が強い。

世帯や家族構成の動向からも、今後、無縁墓地の増加が懸念されており、これらへの対応が求められる。

図表 7-8 無縁墓地対策に対する意向

アンケート問 14：無縁墓地対策に対する意向	
公共が管理する施設型共同墓への移転を促す	75.2%
施設型共同墓利用に向け住民の啓発活動を行う	35.8%
民間が管理する施設型共同墓への移転を促す	30.6%
墓地を必要としない自然葬を普及する	20.9%
その他	4.2%
無回答	8.4%

(5) 墓地需要予測・調査から見た課題

平成24年から平成43年の20年間の市民の浦添市内における墓地需要予測は3,672基であり、公共が管理する霊園の需要予測は1,661基（45.2%）で、個人・家族・親族での墓地の取得需要予測の1,497基（40.8%）を上回る。種類別墓地需要予測では、家族墓の需要予測が2,231基（60.8%）で最も多いものの、施設型共同墓も826基（22.5%）見られる。

しかし、既に浦添市内で墓地を取得している方と、新たに浦添市内で墓地を取得したいと希望する方の、墓地の管理形態や種類を比較すると、墓地の管理形態では「個人・家族・親族で取得」は前者に対し後者が32.3ポイント減少しており、「公共が管理する霊園」は前者に対し後者が29.0ポイント増加している。墓地の種類では、「家族墓」は前者に対し後者が21.5ポイント減少しており、「施設型共同墓」は前者に対し後者が21.0ポイント増加している。

現在の墓地は「個人・家族・親族が取得した家族墓」が圧倒的に多いが、今後は「公共が管理する施設型共同墓」を求める方が増えることが予想され、これら市民の墓地需要予測の変化への対応も求められる。

図表 7-9 既に浦添市内で取得している方と新たに浦添市内で取得を希望する方の墓地の管理形態

アンケート問 2：既に浦添市内で所有している方		アンケート問 6×問 6-4：新たに浦添市内で取得を希望する方	
個人・家族・親族で取得	73.1%	個人・家族・親族で取得	40.8%
民間が管理する霊園	5.4%	民間が管理する霊園	5.7%
お寺の納骨堂	1.5%	お寺の納骨堂	1.9%
公共が管理する霊園	16.2%	公共が管理する霊園	45.2%
その他	3.8%	その他	3.8%
—	—	無回答	2.5%

図表 7-10 既に浦添市内で取得している方と新たに浦添市内で取得を希望する方の墓地の種類

アンケート問 2-2：既に浦添市内で取得している方		アンケート問 6-3×問 6-4：新たに浦添市内で取得を希望する方	
家族墓	82.3%	家族墓	60.8%
門中墓	6.2%	門中墓	9.6%
兄弟墓	7.7%	兄弟墓	4.8%
模合墓	0.0%	模合墓	0.0%
施設型共同墓	1.5%	施設型共同墓	22.5%
その他	0.0%	その他	1.4%
無回答	2.3%	無回答	1.0%

2 課題整理

それぞれの調査結果の分析から導き出された墓地に関する課題は以下のように整理される。

(1) 墓地の規制・誘導

墓地について「特に何も感じない」との意見が最も多いものの、「住環境へ支障がある」との意見も多い。これは、人口増加及び世帯分化に伴う市街地の拡大と家族墓の増加により、市街地と墓地が混在すること及び墓地の管理（清掃等）状況による住環境の悪化が原因であると考えられる。市街地化された浦添市において、今後も無秩序に墓地が立地されることは、さらに住環境への支障をきたす恐れがある。

市街地と墓地との混在を避けるため、墓地の立地を許容する墓地区域及び制限する禁止区域の設定を望む市民意向は強い。また、墓地禁止区域を設定した場所にある既存墓地の移転も将来的な課題として挙げられる。墓地の管理（清掃等）状況については、清掃や緑化等の維持管理の向上が求められる。また、門中墓などの伝統的な沖縄の墓地形態や葬送文化の継承を望む意見も多い。

そのため、市民意向を踏まえつつ、市の関連計画と整合した、適切な墓地の規制・誘導を図る必要がある。

(2) 公営墓地整備

墓地需要予測・調査では、管理形態別の浦添市内における墓地需要予測は、公共が管理する霊園の需要予測が最も高い。また、墓地意向調査においても、今後の墓地需要を見据え民間よりも公共による霊園整備を求める意向が強い。しかし、浦添市は市街化の進行が顕著であり、ある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが厳しく、大規模な公営墓地整備は困難である。

墓地の種類別の需要予測は、家族墓が最も高いが、次いで施設型共同墓も高い。また、継承者がいなくても安心して永代供養をしてくれる施設型共同墓など新たな管理形態を望む市民意向も高い。

そのため、浦添市の実情及び市民意向を踏まえた公営墓地整備について検討する必要がある。

(3) 無許可・無縁墓地対策

墓地を造る（経営する）場合に知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低い
ため、無許可で墓地が造られている現状がある。無許可で墓地が造られることは、墓地の規制・誘導を進めていく上で大きな支障をきたす。市民意向としては、無許可墓地への対策として啓発活動や罰則、取り締まりが望まれている。

世帯分化に伴う家族墓の増加と少子高齢化及び高齢者世帯の増加に伴い、継承者不在となる無縁墓地の増加が予想される。また、墓地意向調査においても、新たに墓地の取得を希望する方に継承者不在の傾向がある。無縁墓地は継承者不在のため、適切な管理がされず住環境の悪化をきたす。無縁墓地対策に対する意向としては、公共が管理する施設型共同墓への移転を促すことが望まれてる。

そのため、市民意向を踏まえ、また公営墓地整備と連動した無許可・無縁墓地対策を図る必要がある。

第8章 調査研究報告 (浦添市の墓地行政について)

第8章 調査研究報告（浦添市の墓地行政について）

1 基本方針について

(1) 墓地の規制・誘導

浦添市は大半が市街化されており、無秩序な墓地の立地は住環境を阻害し、今後の都市計画に支障をきたす恐れがある。墓地の乱立を防ぎ住環境の保全及び都市計画の推進を図るため、墓地の規制・誘導が望まれる。

<墓地禁止区域>

墓地の規制・誘導の方向性として、墓地の立地を許容する墓地区域と墓地の立地を制限する墓地禁止区域の設定が考えられる。しかし、特定の地域に墓地区域を設けると、墓地の集積が進み周辺住民に大きな負担を強いることから、墓地区域の設定は行わず墓地禁止区域の設定のみを行うことが望ましい。

墓地禁止区域の設定については、都市マスタープラン及び景観まちづくり計画等との関わりが大きいため、市関連計画との整合を図るものとする。

<既存墓地の扱い>

墓地禁止区域内にある既存墓地については、永続的に管理ができ集積を図ることが可能な公営墓地に誘導すること望ましい。そのため、施設型共同墓や公営墓地の整備時には移転を促すための優遇措置等の検討が求められる。

一方、伝統的な沖縄の墓地形態や葬送文化を継承したいといった市民意識が高いことから、永続的な管理が見込める門中墓や地域の共同墓地については持続を促すことが望まれる。

また、既存墓地の中には住環境を阻害する要因となる墓地もあることから、清掃や緑化等による墓地を適正に維持管理する制度の確立が望まれる。

1) 個人墓地の規制・誘導

浦添市内の既存墓地は、個人墓地が3,737基と全体（6,952基）の54%を占める。また、今後20年間の市民の墓地需要では個人墓地を求める方が1,497基と全体需要（3,672基）の41%を占めるなど、公営墓地に対する需要1,661基（45%）に次いで墓地需要は高い。しかし、個人墓地への需要が高い一方で、墓地の規制を求める市民意向は高い。なお、墓地需要については、市外在住者の墓地立地も見られる。近年の墓地申請件数のうち約44%は市外在住者であることから、市外からの墓地需要が20年間で約2,900基と想定される。

これまで、個人墓地の乱立が進み、住環境及び都市計画に影響を与えてきた背景には、市民の墓地需要を受け入れる公営墓地の設置がされていなかったことと、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施

行細則」において、工事完成届出及び墓地の構造基準、墓地の設置場所等について規制がなかったことが考えられる。

そのため、個人墓地の規制・誘導の方向性としては、市民の宗教的感情及び浦添市の実情（公営墓地の設置状況、市民の墓地需要）をかんがみ、個人墓地の設置を認めるものの、地域の住環境の保全及び都市計画の推進を図るため、個人墓地の設置を認めない個人墓地禁止区域の設定を行うことが望まれる。

なお、個人墓地の立地を認める区域についても、工事完成届出及び墓地の構造基準、墓地の設置場所等について規制を設けることが望まれる。

2) 法人墓地の規制・誘導

浦添市の公営墓地は、公共事業に伴う個人墓地の移転用として利用しており、既に満杯状況にある。そのため、法人墓地が市民の墓地需要を担っている現状がある。しかし一方で、他府県では墓地には非営利性や永続的な経営が求められているにもかかわらず、名義貸しなど営利企業による墓地の乱開発や、開発後に管理を放棄する事例も発生している。

法人墓地の規制・誘導の方向性としては、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」において、経営主体の条件として「県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの」を挙げているが、浦添市に権限移譲後は「県内」を「市内」に改め、経営者の非営利性及び継続性を審査、監視することが望まれる。また、法人墓地内において無縁墓地が発生すると管理料を徴収できず、永続的な墓地経営に支障をきたす可能性がある。そのため、法人墓地内に無縁化した墓地の遺骨を納める合葬墓の設置を義務づけることが望まれる。

(2) 公営墓地整備

市民に望まれる公営墓地の整備を進めるに当たっては、墳墓形態を踏まえた多様な墓地需要を考慮し、短期的な対応と中長期的な対応を進めていくことが求められる。

1) 短期的な対応

緊急性の高い課題は、墓地需要への対応である。

ある程度まとまった規模の墓地用地をすぐに確保することが難しい状況の中で、考えられる具体的な方策としては、比較的狭い面積で多くの遺骨を納めることが可能な施設型共同墓が望ましく、これらの整備について検討が求められる。

2) 中長期的な対応

家族墓等の多様な墓地需要への対応が将来的な課題として挙げられる。しかし、これらの墳墓形態は規模が大きく、ある程度まとまった規模の墓地用地の確保が必要であることから、一定規模以上の公有地や牧港補給地区跡地における公営墓地の整備について検討が求められる。

（3）無許可・無縁墓地対策

1）無許可墓地対策

無許可で墓地が造られる背景には、墓地を造る（経営する）には知事の許可が必要であること（墓地埋葬法）に対する認知度が低いことや無許可墓地建設時の発見が難しいことが挙げられる。無許可で墓地が造られることは、墓地の規制・誘導を進めていく浦添市の墓地行政に大きな支障をきたすことになる。

このような無許可墓地の対策として、浦添市の墓地事情は近隣市町村からの墓地立地が多くあることから、近隣市町村及び県とともに墓地埋葬法の普及啓発が望まれる。

また、墓地申請前には、建設予定地へ建設計画の概要を記載した標識の設置が望ましい。そのことにより、標識の有無で無許可墓地を見極めることができ、行政及び市民一体となった取り締まり体制の強化を図ることができる。

2）無縁墓地対策

少子高齢化に伴い継承者のいない家族墓が増え、管理者のいない無縁墓地の増加が懸念される。無縁墓地は、不法投棄等により周辺地域に対し公衆衛生面で大きな支障をもたらす。

このような無縁化の可能性のある墓地に対しては、施設型共同墓や公営墓地整備後に移転を促す啓発活動を行うとともに、既に無縁化している墓地に対し、受け入れ先となる施設や制度の検討を行う必要がある。

また、継承時には「新たな継承者」を届け出ることにより無縁化を阻止する制度の確立が望ましい。さらに、既存の無許可墓地についても現経営者を把握する必要性があることから、事後申請の制度について検討が求められる。

2 浦添市墓地基本計画の策定及び推進について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）（第2次一括法）が、平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布された。第2次一括法第24条は「墓地、埋葬等に関する法律の一部改正」であり、平成24年4月1日より墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取り消しその他の監督権限を都道府県知事から市の市長及び特別区の区長へ移譲することとなった。

権限移譲を機に、浦添市の実情に沿った適正な墓地行政の推進を図るためには「浦添市墓地基本計画」の策定が必要であると考え、墓地の規制・誘導、公営墓地整備、無許可・無縁墓地対策の方針を含む浦添市の墓地行政について調査研究を実施した。

調査研究結果は、これまでの墓地行政から大きな変革を求める内容であり、「浦添市墓地基本計画」策定には更なる検討及び住民説明会やパブリックコメントによる市民の意見を広く求める必要がある。

さらに、「浦添市墓地基本計画」を推進及び展開する際の根拠となる浦添市独自の条例「浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例（仮称）」の制定が求められる。